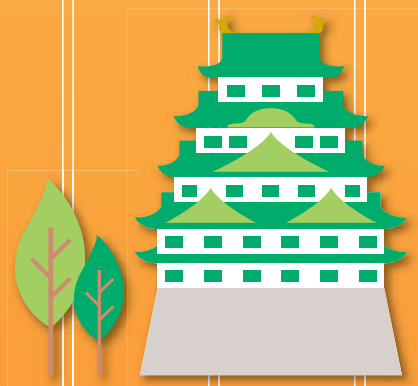
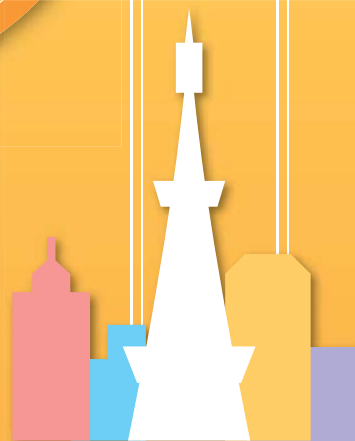




AISHIN REPORT 2014

愛知信用金庫の現況



YOUR BEST PARTNER

愛知信用金庫はこの街とあゆみ続けて64年。
これからもウォームハートで皆様に接し、
さまざまなニーズにお応えできるよう、時代の変化を先取りし、
身近で安心できるベストパートナーを目指してまいります。
いつまでもこの街と一緒に…



平成26年4月竣工 愛知信用金庫 中村支店

● 経営の基本方針

- 経済の発展に貢献
中小企業金融を通じて日本経済の発展に貢献する。
- 地域社会と共に繁栄
顧客に対しては常に誠実を以て奉仕し、地元産業の繁栄と共に栄える。
- 生活向上と福祉の向上
従業員の生活向上と福祉の増進を図る。

● 当金庫の概要

平成26年3月31日現在

設 立	昭和26年1月
本 店 所 在 地	名古屋市中区錦3-15-25
店 舗 数	22店舗(うち出張所1)
常 勤 役 職 員 数	247名
預 金	2,283億円
貸 出 金	781億円
純 資 産	171億円
会 員 数	13,255名
普 通 出 資 金	419百万円

● CONTENTS

事業の概況	3
自己資本について	5
あいしんと地域社会	6
お客様アンケート調査について	7
各種の取り組み	8
不良債権の状況について	12
コンプライアンスについて	13
リスク管理への取り組み	14
地域金融円滑化について	15
キャッシュカード・インターネットバイキングご利用について	16
金融ADR制度への対応	17
報酬体系について	18
商品・サービスのご案内	19
営業地区のご案内	22
総代について	25
金庫の概要	27
資料編	28
連結状況	45
店舗のご案内	51
沿革	53
開示項目一覧	54

● ごあいさつ



理事長 鍵谷 恵一

平素より愛知信用金庫に格別のご愛顧ご支援を賜り誠に有難うございます。
本年も、皆様方に当金庫の経営方針や最近の業績、営業内容をより深くご理解していただくため「AISHIN REPORT 2014」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸甚に存じます。

さて、今年度のわが国経済は、一昨年末の新政権発足以来、デフレからの脱却と経済の再生をめざした「三本の矢」、すなわち、第一の矢「大胆な金融政策」、第二の矢「機動的な財政政策」、第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」の推進により、円安・株高の進行、堅調な個人消費、公共投資の増加などから大手企業を中心に業況の改善が進み、次第に景気の回復傾向が強まってまいりました。

このため企業や消費者のマインドは、これまでになく明るさを取り戻してきておりましたが、平成26年4月からの消費増税は、3月末までの駆け込み需要による反動が懸念されているものの、一部の業種を除いてその反動は想定内に留まっており、大きな落ち込みもなく回復途上にあります。

一方、金融面では、日本銀行のゼロ金利政策による緩和局面が続いておりますが、バーゼルⅢをはじめとする国際会計基準の信用金庫への適用については、協同組織金融機関の資本の特性に配慮し影響は限定的なものになっております。又、金融業界においては、ゆうちょ銀行を含め金融サービス競争がますます激化する中で、当金庫が生き抜いていくためには全役職員の総合力を結集し、本業である貸出金の増強、役務取引の拡大、経費の削減等に全力で取り組み、収益力の向上を図り、取引先企業への経営改善支援や地域活性化に向けた取組みを強化していく必要があります。当金庫の主要なお客様であります小規模企業においては、依然としてデフレの影響を受け、受注の減少等により売上が減少し収益が落ち込む状況下であり、資金繰りを含め厳しい経営状態が続いております。こうした経営環境の中、当金庫においては、昨年3月末で終了した「中小企業金融円滑化法」に拘わらず、中小企業のなかでも取り分け小規模企業への金融円滑化に最大限注力し、また、営業店と審査部「企業支援室」による経営改善等支援の取組みを今後も強力に進めてまいります。その為には、よりリスク管理態勢およびコンプライアンス態勢を強化し、自己資本の充実を図るとともに、金融犯罪の防止や反社会的勢力への対応と環境問題への貢献、緊急時における業務継続態勢にも適切に対応してまいります。

当金庫が本年度に取組むべき主要施策は、①当金庫に見合った営業推進体制の再構築による経営基盤の強化 ②取引先企業の経営改善・事業再生支援・起業支援への取組み強化 ③人材育成の強化による金庫体質の改善とリスク管理、の3施策とし、金庫に見合った営業推進体制の再構築を図り、営業活動の強化と金庫の課題に対し前向きに考え、提案できる人材を育成し、貸出金等の増加による本来の収益体質への転換を図り、経営基盤を強化し、金融サービスを通じて地域社会とお取引先に貢献していきます。

今後とも皆様方の暖かいご支援に支えられ、当金庫は地元根ざした地域金融機関として引き続き健全経営に徹し、信頼される信用金庫として強靱な経営体質の確立に努力してまいります。

今後とも一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成26年7月

業績

デフレ不況の長期化と産業の空洞化、中国経済の減速、東日本大震災の復旧・復興計画の遅れ等により当金庫の主要顧客であります小規模企業の業績も依然影響を受けておりますが、当金庫の業績は、期末預金残高2,283億円、年間増加額38億円、増加率1.70%となりました。

又、貸出金については、市況・経営環境の停滞で資金需要の低迷が続く中、事業者新規開拓や個人住宅ローン等の増加に傾注した結果、期末貸出金残高781億円、年間増加額53億円、増加率7.37%となりました。

損益の状況については、余資の運用を効率的に行い、金利低下による収益の減少を運用残高の維持によるカバーと円安による利金収益

の増加および貸出金利息増加の結果、経常収益は38億80百万円と前期より93百万円増加しました。費用については、デフレの長期化と企業業績の悪化、「中小企業金融円滑化法」の終了を見据えたソフトランディング等に伴って債権の処理費用等が増加しましたが、経費削減等の努力により調達費用の減少の結果、経常費用は29億53百万円と前期より2億49百万円減少となり、経常利益9億26百万円、当期純利益7億28百万円となりました。また、企業倒産先等の回収・償却およびサービスへの売却等を進めた結果、不良債権比率は、6.84%となり前期より1.17ポイント改善しました。自己資本比率は前期より0.22ポイント上昇し14.57%となり、国内基準の4%を大幅に上回っており、当金庫の健全性は充分保たれております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

[単位] 利益:千円、残高:百万円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	4,032,709	4,682,452	4,014,230	3,787,516	3,880,740
経常利益 または経常損失(△)	372,457	23,541	338,878	585,033	926,835
当期純利益 または当期純損失(△)	365,372	128,514	220,975	436,842	728,209
出資総額	415	416	417	419	419
出資総口数	830千口	832千口	835千口	838千口	839千口
純資産額	12,968	12,280	12,413	16,140	17,110
総資産額	231,832	233,715	238,201	243,142	248,240
預金積金残高	217,355	219,890	223,857	224,519	228,346
貸出金残高	70,486	69,859	72,440	72,763	78,127
有価証券残高	103,607	92,311	102,680	119,483	124,441
単体自己資本比率	12.95%	13.87%	14.19%	14.35%	14.57%
出資に対する配当金(出資1口当たり)	4%(20円)	4%(20円)	4%(20円)	4%(20円)	6%(30円)
役員数	10人	12人	12人	11人	11人
うち常勤役員数	7人	9人	9人	8人	8人
職員数	262人	257人	254人	244人	239人
会員数	13,088人	13,070人	13,136人	13,199人	13,255人

【注】

単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定めた基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

当金庫が地域の中小企業の発展、地域社会の繁栄に貢献し、役割を發揮していくためには、地域に欠かさない金融機関としての評価を得ることが大切であり、その為には、地域の顧客ニーズに対応した資金の供給やサービスの提供を行っていく必要があります。

少子高齢化が進む中、今後、介護サービスを提供する施設の建設が地域社会において求められており、地域内における介護施設等の建設に対して、積極的に資金供給を図り環境問題に対応するとともに、地域住民に対しては、年金受給者等を対象にしたサービスの提供を含め、「対話重視」の信金ならではの地域に根ざした役割を發揮していくこと

が重要であると考えております。

協同組織金融機関である信用金庫は、地域社会や地域の中小企業を支え、その再生と活性化に向け、全力をあげる必要があります。また、中小企業金融円滑化法が終了となるに伴い、金融機関による事業再生や経営再建計画の策定支援等のコンサルティング機能の發揮や、起業、事業継承支援等の中小企業の様々な局面にあわせた支援がより一層重視されており、当金庫が対処すべき課題であると認識しております。

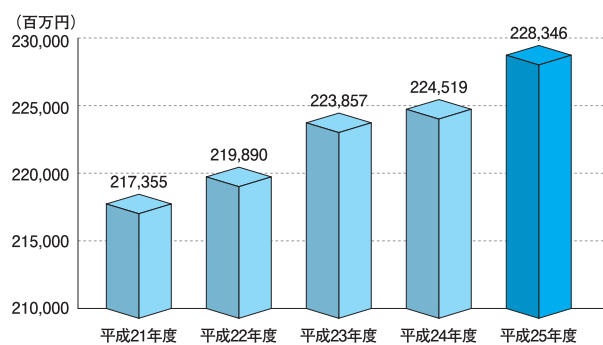
解説 業務純益

金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には「業務粗利益」から、業務遂行に必要とされる費用、つまり「貸倒引当金(一般)」「経費(除く臨時経費)」を控除したものです。また、この「業務純益」は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

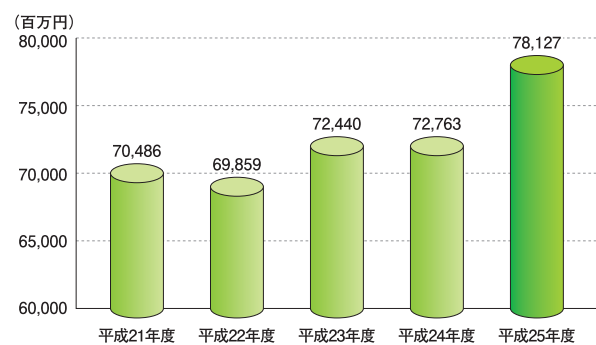
解説 コア業務純益

業務純益からさらに債券運用による損益を控除し、一般貸倒引当金繰入に充てた費用を戻す事により、預貸等本業による基本的な利益額を示すものです。

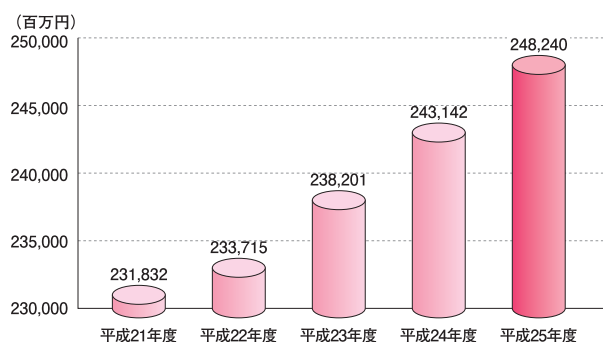
預金積金の推移



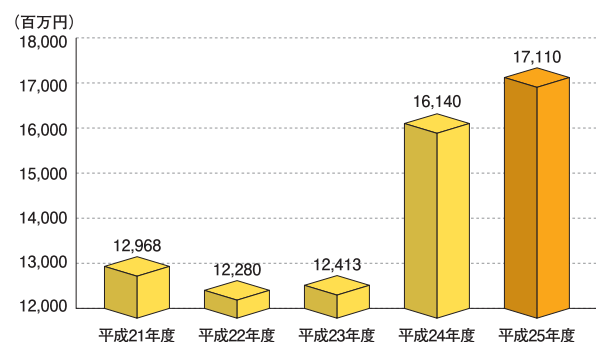
貸出金の推移



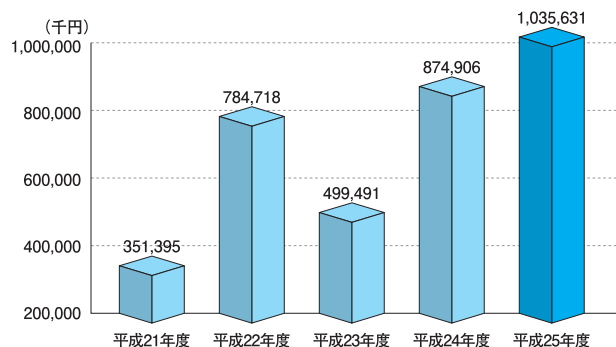
総資産の推移



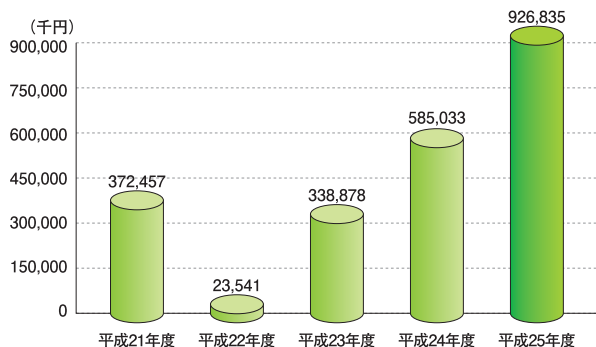
純資産の推移



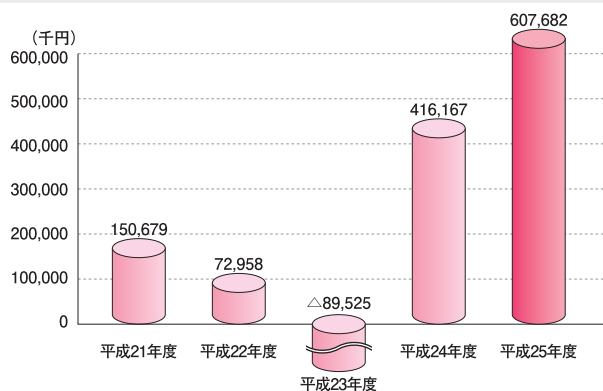
業務純益の推移



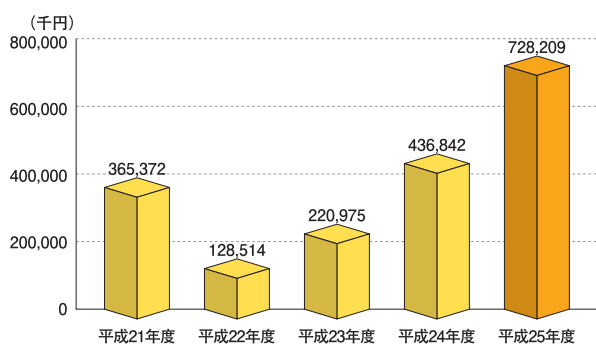
経常利益の推移



コア業務純益の推移



当期純利益の推移



● 自己資本について

あんしんできる「あいしん」です。

自己資本比率は、金融機関の「安全性」と「健全性」を示す重要な経営指標です。

あいしんの自己資本比率は14.57%であり、国内のみで営業をしている信用金庫等に必要とされる

国内基準の自己資本比率4%に対し、3倍を超える高い水準にあります。

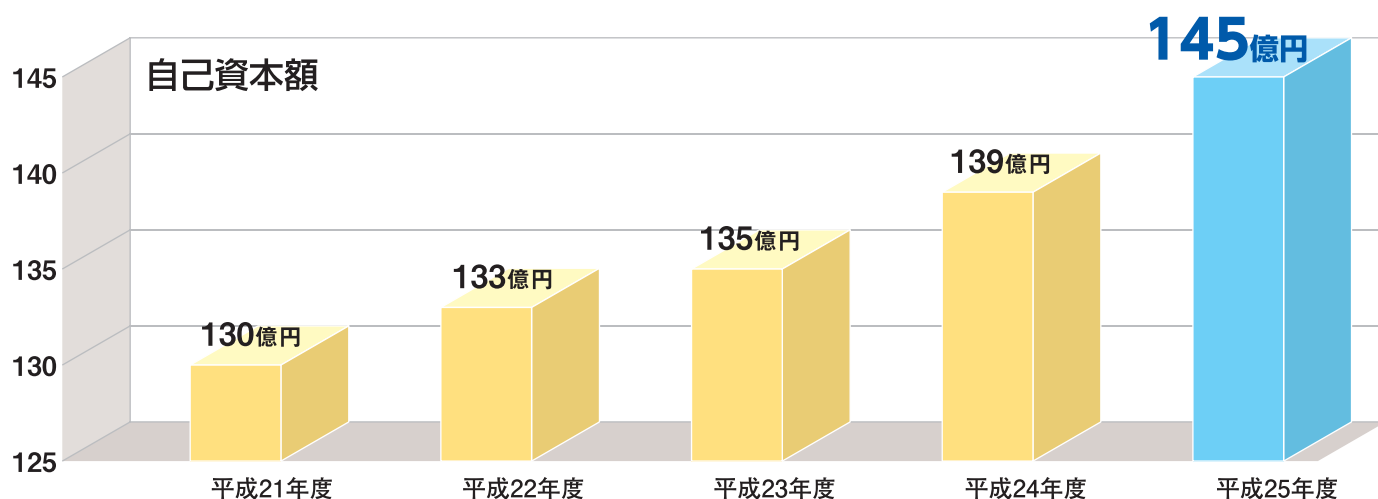
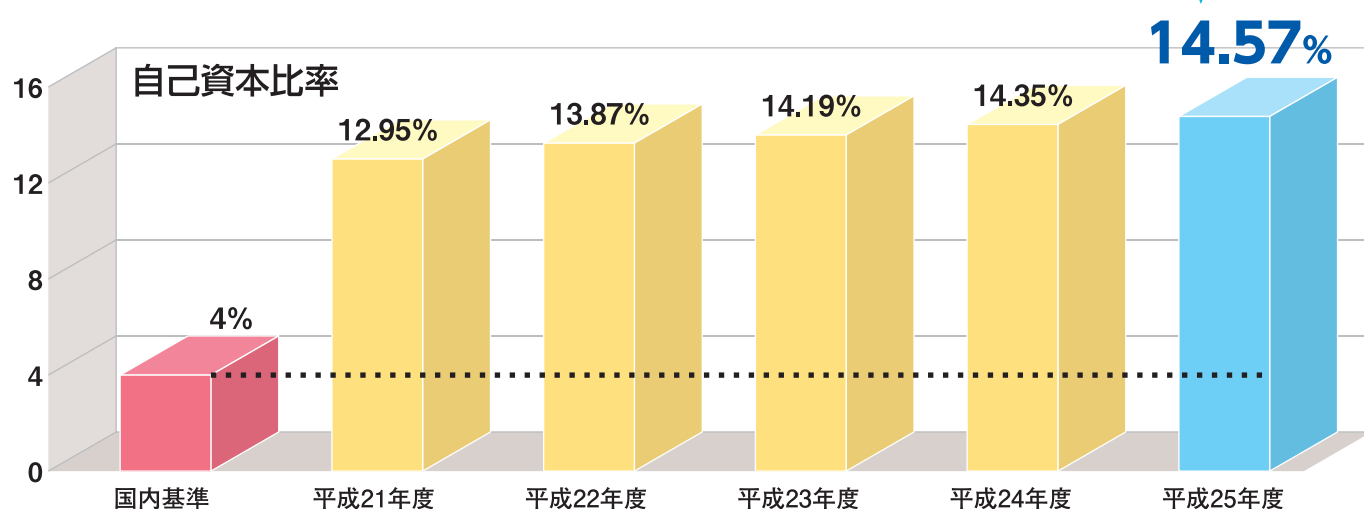
また、あいしんの自己資本額145億円の99%以上は会員の皆様からの

出資金と利益を積立てた内部留保から構成されており、堅固なものとなっております。

平成25年度の自己資本比率と自己資本額は前期より増加し、上記の通り

「安全性」と「健全性」は堅持されており、信頼を寄せていただけるに足る水準となっております。

国内基準の
3倍以上



単位:百万円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自己資本額	13,081	13,328	13,559	13,946	14,585
リスク・アセット (毀損する可能性のある資産額)	100,977	96,075	95,513	97,173	100,066
自己資本比率	12.95%	13.87%	14.19%	14.35%	14.57%

【注】平成21年度～23年度は「銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例」を適用しております。

あいしんと地域社会

地域貢献活動の考え方

あいしんは、名古屋市と名古屋市周辺の市町村を中心とした地域を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資産（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

社会的責任と貢献活動

信用金庫は、相互扶助の精神に基づいて、協同組織金融機関として地域の中小企業や住民の方々に必要な金融サービスを提供し、その経済的発展と地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としております。

地域とともに歩む信用金庫として、当金庫では、お客様から信頼される金融機関となるべく、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底をはかり、適正な業務運営を第一とし、経営の健全性を確保しつつ責任と誇りを持って業務に邁進するよう、努力しております。

また、当金庫は地域に根ざし、地域社会の一員として共存共栄することを本分とし、産業、生活、文化、福祉等のいろいろな分野において貢献したいと願っており、地域におけるイベントなどへ積極的に参加しております。



貸出金・支援サービス

地域経済の活性化

預金積金・出資金



貸出金（運用）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の幅広い資金ニーズにお応えし、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをするを使命と考え、円滑な資金の供給を行う形で、お客様や地域社会への還元を行っております。設備資金に32,702百万円、運転資金に45,425百万円をご融資しております。

- 貸出金残高…78,127百万円
- 預金積金に占める貸出金の割合…34.21%

預金積金

あいしんの平成26年3月末の預金積金の残高は2,283億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

- 預金積金残高…228,346百万円

貸出金以外の運用に関する事項

あいしんはお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。

- 預証率…54.49%
- 有価証券残高…124,441百万円

今期決算に関する事項

今後も、健全経営に徹し、お客様が安心してお付き合いいただける金融機関を目指してまいります。

- 業務純益…1,035百万円
- 経常利益…926百万円
- 当期純利益…728百万円
- 自己資本比率…14.57%

あいしんトピックス

平成26年1月18日 第63期創立記念式典および総決起大会を開催いたしました。



● お客様アンケート調査について

お客様からのご意見・ご要望を当金庫の業務運営に活かす為、平成26年2月に「お客様アンケート調査」を実施いたしました。ご協力いただきましたお客様には、お忙しいところお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。アンケートの実施結果は、以下のとおりとなりましたのでご報告いたします。お寄せ頂きました貴重なご意見・ご要望は、金庫経営に活かし、これまで以上にお客様にご満足いただけるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

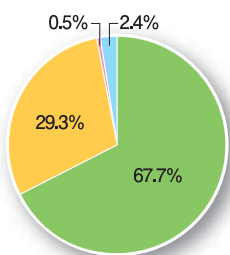
アンケートの調査要領

- アンケート実施期間 平成26年2月3日(月)～平成26年2月12日(水)
- アンケート総数 860枚(店頭調査440枚、訪問調査420枚)
- アンケート回収総数 767枚(回収率 89.2%)

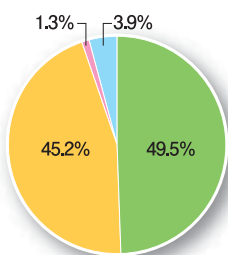
アンケート調査結果



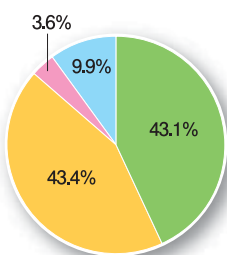
●窓口係の挨拶・態度・身だしなみはいかがですか？



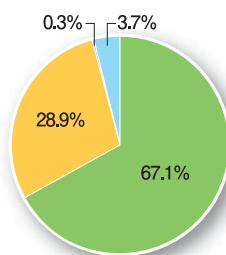
●窓口での待ち時間はいかがですか？



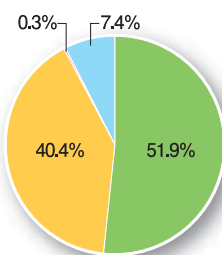
●時間がかかる場合、経過説明がされていますか？



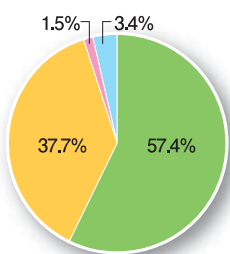
●お客様との約束が守られていますか？



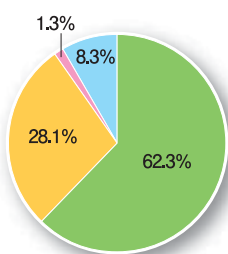
●窓口係の商品説明は分かりやすいですか？



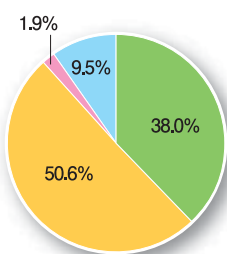
●店舗の雰囲気・清掃状況はいかがですか？



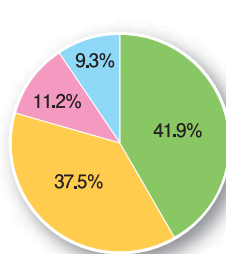
●担当外務員は約束時間に正確ですか？



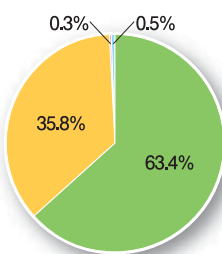
●機能サービス・商品の品揃えはいかがですか？



●駐車場は利用しやすいですか？



●あいしんの総合的な満足度はいかがですか？



お客様からのご意見、ご要望に対する改善への取組み

●ATMの取扱時間の延長および休日稼働について

平成26年4月に中村支店がリニューアルオープンし、ATM取扱時間を午後9時までご利用可能となりました。今後、順次ATM取扱時間拡大を検討してまいります。

●窓口での待ち時間の短縮について

各職員の事務処理能力の向上を図り、待ち時間の短縮を図るよう指導してまいります。

●今後の取組みについて

- ①大型液晶モニターに金利表示するデジタル・サイネージを全店に導入します。
- ②視覚障がい者対応(ハンドセット方式)ATMにつきましては、10店舗に設置済みで、平成26年度中に6店舗に設置を予定しております。
- ③中村支店及び日進支店に、自動貸金庫を導入しました。今後順次導入してまいります。

お客様からのご意見、ご要望、ご相談の窓口を開設いたしております。お気軽にご相談下さい。

愛知信用金庫
業務部

●住所 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番25号

●電話 052-951-9445 ●フリーダイヤル 0120-113-003(平日9:00～17:00)

●FAX 052-951-5445 ●インターネット <http://www.aichishinkin.co.jp> お問い合わせフォーム

● お客様に対する取り組み

起業支援セミナー



平成25年6月から名古屋市小規模事業金融公社をはじめ名古屋商工会議所及び各地の商工会との連携により「起業支援セミナー」を6回開催し、創業支援や補助金申請の仕方等の講義内容にて行い、創業希望者の支援を行いました。

消費税転嫁対策講習会



平成26年4月から増税される消費税の販売・卸価格等への転嫁が、よりスムーズに可能となる講習会を開催しました。

介護施設支援セミナー



高齢化により地域社会で求められている「介護・医療施設」の開設等を支援するセミナーを開催しました。

ビジネスフェア



「第9回ビジネスフェア2013」に、当金庫のお客さま4社が出展し、自社製品のPRと販路の拡大を図りました。

中小企業会計啓発・普及セミナー



平成26年3月12日、当金庫本店にて「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催し、中小企業会計担当者を中心に中小企業会計の周知と啓蒙を行いました。

経営者の会



平成25年5月8日、第2回あいしん経営者の会を行いました。講師：加来 耕三氏(作家・歴史家)
平成26年2月19日、第1回あいしん経営者の会にて若手女性演奏者3名による演奏を特別開催しました。



文化講演会



平成25年11月13日、名古屋観光ホテルで「あいしん文化講演会」を開催し、がばいばあちゃんで有名な島田 洋七氏による講演を行いました。

職場体験学習



平成26年1月21日植田支店、平成26年2月5日大高支店にて、中学2年生各2名の職場体験学習を行いました。普段見られないATMコーナーの裏側の見学や、札勘の仕方等を体験し、将来の職業選択のひとつとして1日学習を行いました。

年金友の会



平成25年9月12日～13日、式年遷宮が行われた伊勢神宮にて「あいしん倶楽部・年金友の会」を開催し、参加者大変喜ばれました。

● 社会貢献活動に対する取り組み

交通安全活動



大久手支店にて朝の通勤・通学時間帯に交通安全活動を行いました。また、全店にて店舗に近い交差点で交通事故撲滅を提唱する活動を行いました。

こども110番プレート



大久手支店・七宝支店では、不審者等から子供達を守る「こども110番」プレートを設置しております。

東山動植物園外周清掃活動



東山動植物園「動物スポンサー」の認定を受け、平成26年2月22日、職員8名が東山動植物園外周歩道の清掃活動ボランティアを行いました。

献血活動



平成26年3月14日、職員41名が当金庫堀田研修所にて第2回献血活動に参加しました。

マラソンフェスティバル



平成26年3月9日、「マラソンフェスティバルナゴヤ愛知2014」に職員10名がランナーとして、また21名がボランティアとして給水活動を行いました。

バイク講習



平成25年10月24日、全店の渉外担当者21名が愛知県自動車学校で行われた「バイク講習」に参加し、安全運転意識を高めました。

につぼんど真ん中祭り



理事長が「につぼんど真ん中祭り」に審査員として参加し、参加チームにエールを送りました。

川原神社「輪くぐり」



大久手支店にて、地元・川原神社の「輪くぐり」に提灯を奉納し、当金庫が作成した「うちわ」を子供達に配布しました。

別小江神社まつり



黒川支店近隣にある「別小江神社まつり」に、黒川支店職員2名が参加し、地域住民との親交を深めました。

大須観音「節分祭」



平成26年2月、理事長・西大須支店長・本部職員が大須観音で行われた「節分祭」に参加しました。

高齢者地域見守り協力



平成26年2月26日、七宝支店が「あま市の高齢者地域見守り協力に関する協定」の主旨に賛同し「協定書」に調印しました。

大高川を愛する会



大高支店のある緑区大高地区「大高川を愛する会」の主旨に賛同し、大高小学校の生徒による啓蒙ポスターを店内に掲示しました。

● 環境・地域社会に対する取り組み

地球温暖化対策

当金庫では【チャレンジ25キャンペーン】に参加し、全職員で地球温暖化対策に取り組んでいます。

● カーライフプラン

環境負荷対策車(自動車重量税、及び自動車取得税の免除車・減免車)新車購入資金借入の方は金利優遇いたします。

緑化地域制度

「応援します。緑の街 名古屋」をスローガンに【緑化地域制度】に協力しています。

● あいしん住宅ローン

「あいしん住宅ローン」の金利を「緑化施設評価認定証」のランクに応じて、優遇いたします。

① 優秀な緑化★★★

② 良好な緑化★★

③ 標準的な緑化★

※名古屋市緑政土木局緑地部が発行する「緑化施設評価認定証」の提出をお願いいたします。

金利優遇	優遇率
V ₁ (優秀な緑化)	1.70%
P ₂ (良好な緑化)	1.55%
SP ₃ (標準的な緑化)	1.26%



使用済み切手の回収活動

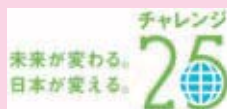


七宝支店では、あま市商工会女性部の「使用済み切手回収ボランティア」に賛同。全支店も協力し回収に努めました。

解説 チャレンジ25キャンペーン

政府がCO₂削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民によびかける国民運動です。オフィスや家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた行動を「6つのチャレンジ」や「25のアクション」として具体的な対策を紹介しています。

●公式HP <http://www.challenge25.go.jp/index.html>



解説 緑化地域制度

名古屋市の市街化区域で、一定規模以上の敷地を有する建物の新築や増築(従来の床面積の1.2倍を超えるもの)を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける規制を行うものです。建築基準関係規定とみなされ、建築確認や完了検査の際に、緑化率の最低限度の規定の適合が必要となるものです。

●名古屋市HP <http://www.city.nagoya.jp>

自家発電機の設置



平成26年4月に完成した中村支店ビルの屋上に自家発電機の設置の他、六番町支店にも自家発電機を設置しました。また、大規模災害時に基幹店舗となる5店舗に携行できる発電機を配備いたしました。同時に各営業店に防災用ヘルメットの備え置きをしました。

● 地域密着型金融の取り組み

平成25年度地域密着型金融の取組みとして3つの項目を掲げ推進しました。

① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

平成24年12月に経営革新等支援機関としての認定を受け、平成25年度は企業支援先を17先(創業支援1先)選定し、1先のランクアップとなりました。創業・新事業支援等の取組みについては、平成25年6月と平成26年1月に名古屋市小規模金融公社と共催し、平成25年7月・8月と平成26年2月には名古屋商工会議所と共催し、平成26年3月には豊明市商工会との共催により「起業支援セミナー」を開催し、「新設法人に当てはまりやすい助成金について」・「事業計画および資金繰り表の書き方について」等を議題とした、創業・新事業支援をサポートするセミナーを実施しました。経営力を高めるための取引先企業に対する「中小企業の会計」に則った決算書作成の支援として、平成26年3月に「中小企業会計啓発・普及セミナー」を昨年に引き続き開催しました。平成25年10月には「介護施設支援セミナー」を、平成26年1月には「消費税転嫁対策講習会」をそれぞれ開催しました。特に、創業・新事業支援に伴う補助金申請のサポートについては、平成25年度において助成金申請を20件(認定8件 1,900万円)いたしました。

また、「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」に参加して上級アドバイザーの派遣を依頼し、企業支援室長・営業店長とともに支援先を訪問し、困難な課題を抱える支援先に対して、課題解決に向けたコンサルティング機能の発揮に努めました。

② 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底

「事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底」として、不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の取組みを推進しております。平成25年度は、「あいしん企業活性化ローン」「あいしん創業支援特別ローン」「名古屋商工会議所ローン」「商工会会員特別ローン」の4種類のローンと「特別事業者資金」の合計で129百万円を取組みました。また、平成25年8月から、県・市保証協会の一般保証を利用した金利優遇商品ローン「あいしん地域活性化ローン」を取組み26年3月末実績で、193件 10億97百万円の資金供給をいたしました。

③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献

地域社会活性化につながる多様なサービスの提供として、社会的課題となっている環境問題に対しては、「環境負荷対策車」や「介護・福祉車両」のローン金利優遇策を実施しました。また、介護・福祉問題に対しては、地域内の少子高齢化が進む中、地域住民の方々のニーズに対応するため地区内の介護施設等の建設に対して、積極的に資金供給を図る態勢を構築し、介護施設建設資金等で3億23百万円を実行しました。高齢化社会に対応すべき「あま市の高齢者地域見守り協力に関する協定」に賛同し「協定書」に調印しました。今後、同様に名古屋市とも「協定書」を結ぶべく活動を進めております。又、当金庫自身の温暖化・節電対策としては、クールビズ・ウォームビズの徹底により削減を図っております。平成26年度も、介護サービスを提供する施設の建設について積極的に資金供給を図り、原発停止に伴う逼迫した電力需給に対応するため、更なる電気使用量削減に努め地域社会への貢献に取組みます。その他、利用者満足度アンケート調査や会員等からの要望を真摯に受け止め、経営に活かす取組等を推進していきます。

平成26年度地域密着型金融の取組は、コンサルティング機能等の金融サービスの提供のため、以下の3つの項目を重点施策として推進します。

- 1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
- 2 地域の面的再生への積極的な参画
- 3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

中村支店 新築オープン!

平成26年
4月14日

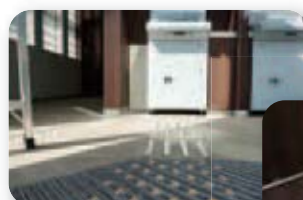
お蔭様でかねてより建設を進めておりました中村支店が、4月14日(月)に新築オープンいたしました。

BCP計画の一環として、中区にあった事務センターも完成後に移転し、

緊急危機時の本部代替機能も備えております。

また、全自動貸金庫を新設して、よりご利用しやすい店舗に生まれ変わりました。

明るいロビーと職員の爽やかな笑顔で、皆さまのご来店をお待ちしております。



点字ブロック



多目的トイレ



オープニングセレモニー

不良債権の状況について

実績の内容

当金庫では、常日頃より健全経営を心掛け、資産全般について定期的に自己査定を実施し、リスク管理債権の発生防止に努めております。また、期中に発生した不良債権に対しては貸倒引当金を積むなど、十分な引当処理を行い万全の対応を図っております。

平成26年3月末の金融再生法による不良債権額は4億8千万円の減少となり、不良債権比率は6.84%となりました。また、保全率は92.4%と高い安全性を確保しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

単位:百万円、%

区 分		開示残高 A	保全額 B	担保・保証等による 回収見込額 C	貸倒引当金 D	保全率(%) B÷A	引当率(%) D÷(A-C)
金融再生法上の不良債権	平成24年度	5,845	5,480	4,169	1,310	93.7	78.1
	平成25年度	5,362	4,957	4,132	825	92.4	67.1
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成24年度	1,643	1,643	404	99.9	99.9
		平成25年度	1,033	1,033	347	100.0	100.0
	危険債権	平成24年度	4,135	3,783	3,712	91.4	16.8
		平成25年度	4,328	3,923	3,784	90.6	25.6
要管理債権	平成24年度	66	53	53	0	80.7	0
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
正 常 債 権	平成24年度	67,018					
	平成25年度	72,918					
合 計	平成24年度	72,864					
	平成25年度	78,280					

リスク管理債権の引当・保全状況

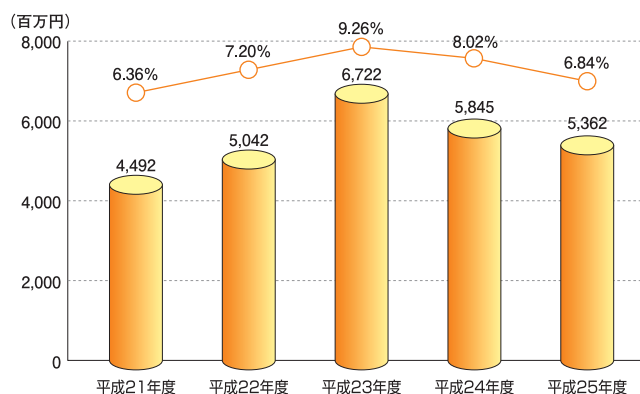
単位:百万円、%

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破 綻 先 債 権	平成24年度	1,106	110	996	100.0
	平成25年度	493	55	438	100.0
延 滞 債 権	平成24年度	4,668	4,006	309	92.4
	平成25年度	4,868	4,318	387	96.7
3ヵ月以上延滞債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
貸出条件緩和と債権	平成24年度	66	53	—	80.7
	平成25年度	—	—	—	—
合 計	平成24年度	5,841	4,169	1,305	93.7
	平成25年度	5,362	4,373	825	96.9

【注】

- ①破綻先債権及び延滞債権の貸倒引当金は個別貸倒引当金、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は一般貸倒引当金で計上してあります。
- ②保全率は、担保及び優良保証による回収可能額及び貸倒引当金として積み立ててある額の合計をリスク管理債権残高で除した値です。

不良債権額・比率

■ 不良債権額 ○ 不良債権比率


解説 金融再生法に基づく開示債権の用語の定義

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- ⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

解説 リスク管理債権の用語の定義

- ①「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て、又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - (1)更生手続開始の申立てがあった債務者
 - (2)再生手続開始の申立てがあった債務者
 - (3)破産手続開始の申立てがあった債務者
 - (4)特別清算開始の申立てがあった債務者
 - (5)手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- ②「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の二つを除いた貸出金です。
 - (1)上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - (2)債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
- ③「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- ④「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- ⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ⑦「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- ⑧「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

● コンプライアンスについて

コンプライアンス(法令等遵守)について

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と訳し、倫理・法律を守り正しく行動することと解釈されておりますが、国の制定している法律、命令、規則に限らず、法令を超えた社会規範や金庫内の諸規定・事務取扱要領等のあらゆるルールを遵守することです。

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められております。

当金庫では、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕、という信用金庫が掲げる3つのビジョンのもとに、社会的使命と公共性を十分理解し、地域社会の発展に寄与することを願い、役職員一丸となって堅実かつ健全な経営を心掛け、地域の皆様から厚い信頼を得てまいりました。

これからも、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題の一つとして位置付け、今後とも公正で厳正な金庫経営と業務運営を続けていくため、役員や部店長・一般職員に至るまで「コンプライアンスマニュアル」の内容の周知徹底を図って、不正や違法行為はもとより、内部統制に関する改善すべき事項があった場合には、速やかに経営陣に報告され、解決が図られる態勢をとってまいります。

「振り込み詐欺救済法」への対応について

平成20年6月21日に、振り込み詐欺等の犯罪により被害にあわれたお客さまを救済するために、「振り込み詐欺救済法」(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」)が施行されました。

本法は、振り込み詐欺等の犯罪に利用された口座の取引を停止し、一定の手続きのもと、金融機関の犯罪利用口座に滞留している被害資金の返還についての手続等を定めたものです。

愛知信用金庫では、振り込み詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座に振り込みをされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へ振り込みをされた方からのご照会・ご相談を下記のダイヤルにてお受けさせていただきます。

また、振り込み詐欺等による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関へご連絡するようお願いいたします。

本法の対象となる犯罪に利用された預金口座の債権消滅に関する公告および被害回復分配金の支払のための公告については、預金保険機構のHPの該当ページ(<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>)をご覧ください。

【ご照会・ご相談窓口】 愛知信用金庫 業務部

●電話：052-951-9445 ●フリーダイヤル：0120-113-003

●受付時間：平日9:00～17:00(休業日を除く)

反社会的勢力に対する基本方針

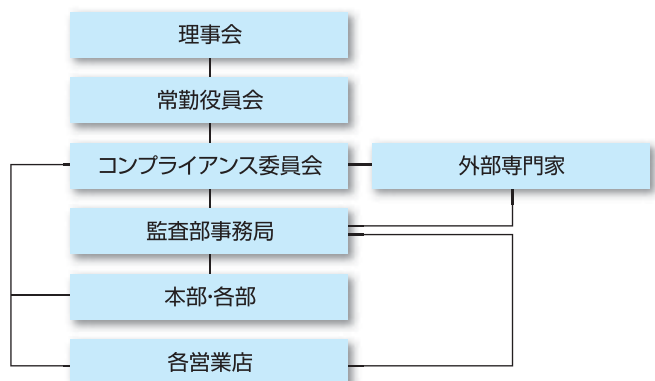
私ども愛知信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

愛知信用金庫 倫理綱領

- ①信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- ②質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- ③法令やルールの厳格な遵守
- ④地域社会とのコミュニケーション
- ⑤従業員の人権の尊重等
- ⑥環境問題への取り組み
- ⑦社会貢献活動への取り組み
- ⑧反社会的勢力の排除

コンプライアンス体制



金融商品の販売等に関する勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」とは、金融機関が各種金融商品を販売するにあたって、重要事項の説明を行う義務や、行き過ぎた勧誘を禁止すること等を定めた法律です。当金庫は、下記の事項を遵守し勧誘の適正の確保を図っております。

- ①当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

個人情報の保護について

【個人情報とは】

プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

【当金庫の対応】

当金庫は、お客様からの信頼を第一に考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じ、個人情報の機密性・正確性の確保に努めてまいります。

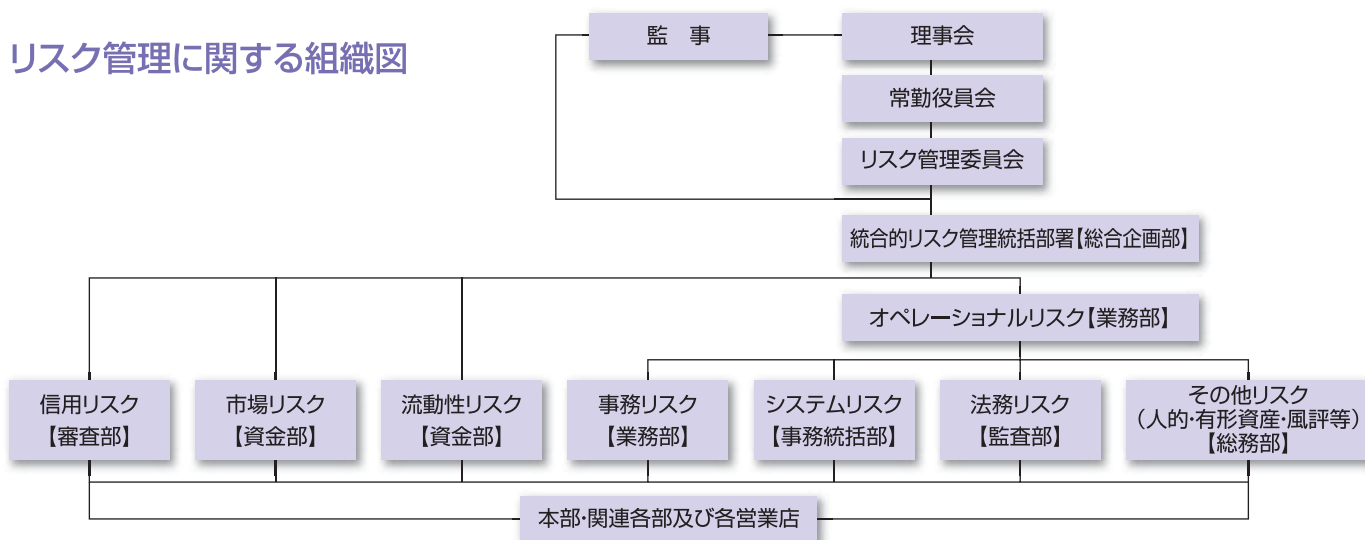
詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

● リスク管理への取り組み

リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保し、同時に経営環境の変化に迅速かつ適切に対応していくために、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、事務指導体制及び内部監査体制の整備と充実を図っております。また市場取引に伴うリスク管理の充実・強化を図るため、定期的に常勤役員会及び資金運用部会を開催しております。

リスク管理に関する組織図



解説 リスク管理について

①信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または貸出金利の取立てが不能になるリスクのことです。

【当金庫の対応】審査部で、お取引先の事業内容、財務内容、償還財源、資金使途、担保、保証人等で総合的に融資審査を行い、事業所の格付、担保評価の見直し等厳格な融資審査体制をとり、貸出資産の健全化、良質化に努めております。

②事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失をうけるリスクのことです。

【当金庫の対応】監査部が本支店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、本支店には店内点検の実施を義務付けており、日常の事務ミス防止のための事務指導や、事務取扱要領の整備などにより、事故の未然防止のための体制をとっております。

③市場リスクとは、資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、為替相場の変動に伴う「為替リスク」などのことです。

【当金庫の対応】資金部を主管に資金運用部会を定期的に開催し、資金の運用の方針を策定し、市場リスクに伴う対応を行っており、今後とも、より健全で、資産・負債のバランスのとれた収益体質の維持と管理体制の充実と努めてまいります。

④流動性リスクとは、予期せぬ預金の流出や、通常より著しく高い金利で資金の調達を余儀なくされるリスクのことです。

【当金庫の対応】危険度の大きさを毎にシミュレーションを行い、突発的な現金需要にも充分対応できるよう資金の確保に努めております。

⑤システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、誤操作、システムの不備等により、損失を被るリスクのことです。

【当金庫の対応】「危機管理規程」を制定し、お客様の情報の漏えいの防止や、システムの障害時に迅速かつ適切な対応ができる体制をとっております。

貸出金の運営についての考え方

当金庫は、「中小企業金融を通じて、地域経済の発展に貢献する」という創業以来の経営理念に基づき、信用金庫業務の公共的使命を踏まえつつ、広く中小企業の皆様や個人の方々を対象とした専門金融機関として、金融ニーズにお応えするよう努めております。

事業を営まれている会社や個人事業者の皆様に対しては、事業に必要な設備資金や運転資金を、個人の皆様に対しては住宅資金、自動車購入資金、教育資金など生活の向上に役立つための資金を貸出するなど、地域に役立つ金融機関としてその役割を果たしていきたいと考えております。

全体の貸出運営については、特定の業種やお客様に偏ることなく、分散したバランスのとれた運用により、貸出資産の健全性を維持し向上させていきたいと考えております。

地元中小企業の健全な発展と地元住民の豊かな生活の実現とともに、地域経済の活性化に貢献するため、今まで以上に、取引関係の増強

や健全な資金需要の掘り起こしにより良質な貸出資産の積み上げを図り、健全経営を堅持しお客様の信頼にお応えするよう努めてまいります。

資産査定について

当金庫では自己責任原則に基づき、保有する資産を自己査定することによって資産内容の健全性と自己資本比率の充実度を的確に把握し、金庫経営の健全性を確保することとしております。

このため、審査部内に資産管理室を設置して、金融庁の「金融検査マニュアル」の基本的な考え方に沿った「自己査定要領等」を定めて、毎年貸出金、有価証券、その他の資産を営業店及び担当部が第一次査定を行い、資産管理室がその検証等を行うこととし、相互に牽制機能が働く体制になっております。また、自己査定の結果は理事会等にも報告する体制になっております。

● 地域金融円滑化について

地域金融円滑化のための基本方針

愛知信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に傾注し取組んで参ります。

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と位置づけています。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向け真摯に取組みます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施し、お客様へのきめ細やかな経営改善を行うため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

●地域金融円滑化のための基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者を選任しております。

●全営業店に事業資金・住宅ローンの返済計画見直し相談窓口を設置し、事業資金・住宅ローンの返済等についてのご相談に対し、適切に取組む体制を整えています。

●本部審査部「企業支援室」と営業店及び「中小企業支援ネットワーク」の外部アドバイザーが一体となり、企業支援先のお客様のもとへ直接訪問し、経営改善支援の取組を行う態勢や、中小企業再生支援協議会等の活用及び連携を図る態勢を作っています。

●お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、融資の現場の職員に対し、(一社)全国信用金庫協会の「目利き力養成」講座等に派遣し、目利き力向上の研修を行っております。又、認定支援機関向け経営改善・事業再生の研修に職員を派遣し、支援能力の向上を図ります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

●中小企業支援ネットワーク(*)の構築に参画し、参加機関と連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生支援に取り組んでいます。

(*)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成。

●愛知中小企業再生ファンドや地域中小企業応援ファンドに対し、出資および融資による資金供給を行い、地域の中小企業の再生と育成に取り組んで参ります。

●平成24年12月21日に経営革新等支援機関として認定を受け、中小企業・小規模事業者等の経営力の強化を図るための支援に取り組んでおります。

●本部「企業支援室」と営業店及び「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」のアドバイザーが同行訪問し、企業支援先に対して、事業改善計画書の策定を含め経営改善支援に取り組んでおります。

●創業・新規事業開拓の支援については、(公財)名古屋市小規模事業金融公社や名古屋商工会議所との共催により、「起業支援セミナー」を開催しております。また、(一社)東海地区信用金庫協会主催の「ビジネスフェア」に、お客様企業の参加(出展)を行い、ビジネス環境の拡大や変革等の支援を取組んでおります。

4. 地域活性化に関する取組み状況

地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努め、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、地域におけるイベントなどに積極的に参加し地域社会の活性化に取り組んでおります。

お客様からの返済計画見直し等に係るご相談は
次の相談窓口をご利用下さい。

【愛知信用金庫 各支店】

●窓口によるご相談 平日 午前9:00～午後3:00

●電話によるご相談 平日 午前9:00～午後5:00

●郵送によるご相談 各支店の住所宛て

【愛知信用金庫 審査部「企業支援室」】

●電話によるご相談 平日 午前9:00～午後5:00

電話 052-951-9444

●インターネットによるご相談

<http://www.aichishinkin.co.jp/> お問い合わせフォーム

●郵送によるご相談

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番25号

愛知信用金庫 審査部「企業支援室」宛て

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は
次の相談窓口をご利用下さい。

【愛知信用金庫 業務部「相談窓口」】

●電話によるご相談 平日 午前9:00～午後5:00

電話 052-951-9445

フリーダイヤル 0120-113-003

●インターネットによるご相談

<http://www.aichishinkin.co.jp/> お問い合わせフォーム

●郵送によるご相談

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番25号

愛知信用金庫 業務部宛て

貸付けの条件の変更等の申込みに対する実施状況 (平成21年12月4日～平成26年3月31日)

単位:件、百万円

		事業資金		住宅資金	
		件数	金額	件数	金額
お申込み	申込み	3,446	33,108	66	952
	実行	3,405	32,721	65	947
	謝絶	8	85	0	0
	審査中	19	168	0	0
	取下げ	14	133	1	5

● キャッシュカード・インターネットバンキングご利用について

キャッシュカード・通帳(証書)および暗証番号等の管理について

●キャッシュカードの管理

- ① キャッシュカードは他人に使用されないよう管理してください。
- ② キャッシュカードは紛失していないかこまめにご確認ください。
- ③ キャッシュカードは、暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測させる書類等(免許証・健康保険証・パスポート等)とは別々に管理してください。
- ④ キャッシュカードを安易に他人に渡さないでください。
- ⑤ キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。

●通帳(証書)・印鑑の管理

- ① 通帳(証書)・印鑑は他人に使用されることのないよう別々に管理してください。
- ② 通帳(証書)・印鑑を紛失していないかをこまめに確認いただくとともに、通帳記入などで残高をこまめにご確認ください。
- ③ 通帳(証書)・印鑑を安易に他人に渡さないでください。
- ④ 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管したり、他人に渡したりしないでください。
- ⑤ 通帳(証書)・印鑑を他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。
- ⑥ お取引にかかる印鑑については、大量に生産されている三文判などは極力使用しないでください。

●暗証番号の管理

- ① 暗証番号は他人に知らせないでください。
- ② キャッシュカードに暗証番号を書き記さないでください。
- ③ 生年月日、電話番号、住所の番地、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号を暗証番号に使用しないでください。
- ④ キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など他の取引に使用する際の暗証番号に使用することは避けてください。
- ⑤ ATMなどを利用されるときは暗証番号を後ろから覗き見されないようご注意ください。

●インターネットバンキング取引にかかるID・パスワードの管理

- ① ID・パスワード等は他人に知らせないでください。
- ② 生年月日、電話番号、住所の番地、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号をID・パスワードに使用しないでください。
- ③ ID・パスワード等をパソコンのファイルやメール等に保存しないでください。
- ④ ID・パスワード等は、メモ等の紙に残さないようにしてください。
- ⑤ インターネットカフェなど不特定多数の人が利用する場所でパソコン等でインターネットバンキング取引を行わないでください。
- ⑥ 当金庫からメール等でお客様のID・パスワードをお尋ねすることはありません。

補償の概要について

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)およびインターネットバンキングを利用した預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

また、お客さまにおかれましても、「キャッシュカードと暗証番号」「通帳(証書)と印鑑」「インターネットバンキング取引にかかるID・パスワード」などを厳重に管理していただくとともに、「推測されやすい暗証番

号またはID・パスワード等」をご使用の場合は速やかに暗証番号等を変更してくださいますようお願いいたします。

【不正な払戻し等にお気づきの際は】

◎万一、キャッシュカードや通帳等を盗まれたり紛失したりした場合や預金通帳等に身に覚えがない取引が記録されているなどの場合には、ただちに当金庫にご連絡ください。

◎空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードや通帳(証書)、印鑑が盗まれていなくても、不正に使用されている場合がありますので、念のため当金庫にご連絡ください。

詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

盗難、紛失、偽造などに遭われた時の連絡先

曜 日	受付時間帯	受付先	連絡先
平 日	8:45～17:30	各お取引店	各お取引店 電話番号 (本誌P51～52または当金庫ホームページをご覧ください)
	上記時間外 17:30～翌日8:45	信金監視センター	052-203-8299
土曜・日曜・祝日 (ATM稼働日)	0:00～24:00		

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

- 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

愛知信用金庫 業務部	
住 所	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番25号
T E L	0120-113-003
F A X	052-951-5445
Eメール	info@aichishinkin.co.jp
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、FAX、Eメール、面談

- 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記業務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 【一般社団法人 全国信用金庫協会】	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
T E L	03-3517-5825
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- 愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、愛知県・東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な愛知県・東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、愛知県・東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)がありますので、当金庫業務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

愛知県弁護士会 紛争解決センター		東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	052-203-1777	T E L	03-3581-0031
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～16:00	受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター		第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	03-3595-8588	T E L	03-3581-2249
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

- 詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

● 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

単位:百万円

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	119

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」96百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額(過年度に計上した未払分を除く)と当年度に計上した未払分の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員に該当する者はおりませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

● 商品・サービスのご案内

貸 出

商 品 名	お 使 い み ち ・ 保 証 ・ 融 資 限 度 額
事 業 者 向 け 融 資	事業経営に必要な「運転資金・設備資金」について、金利、担保の有無、保証人、返済計画についてきめ細かくご相談に応じます。また商業手形の割引の相談にも応じます。
特 別 事 業 者 ロ ー ン	各営業店から2キロメートル以内の新規のお客様へのご融資 5,000万円以内（個人事業者の方でもご利用いただけます）。
創 業 支 援 ロ ー ン	新たに事業を開始されるお客様へのご融資 500万円以内（個人のお客様にもご利用いただけます）。
企 業 活 性 化 ロ ー ン	新規のお客様で、運転資金・設備資金のご融資 3,000万円以内（個人事業主の方は除きます）。
名 古 屋 商 工 会 議 所 ロ ー ン	名古屋商工会議所会員様で、「無担保」「第三者保証人不要」「手数料不要」「保証料不要」のご融資2,000万円以内。
商 工 会 会 員 特 別 ロ ー ン	豊明市及びあま市商工会会員様で、「無担保」「第三者保証人不要」「手数料不要」「保証料不要」のご融資2,000万円以内。
個 人 向 け 各 種 ロ ー ン 等	あ い し ん 住 宅 ロ ー ン
	当金庫の条件にあった、住宅の新築、購入、増改築資金のご相談に応じます。借入条件の異なる V型[(株)中部しんきんカード保証付]、P型、SP型の3種類をご用意しております。
	あ い し ん 住 宅 ロ ー ン (全 国 保 証 型)
	住宅の新築購入、増改築等の資金を全国保証(株)の保証付で「住まいるいちばんプラス」「住まいる借換ワイド」「住まいるアシスト」「つなぎ融資保証」の4種類でサポートします。
	カ ー ラ イ フ プ ラ ン
	自動車購入資金、(一社)しんきん保証基金の保証付で、500万円以内。新卒申込者は200万円以内。
	マ イ カ ー ロ ー ン
	自動車購入資金、(株)中部しんきんカードの保証付で、500万円以内。
	一 般 個 人 ロ ー ン
	健康で文化的な生活を営む資金、(一社)しんきん保証基金の保証付で、500万円以内。
代 理 業 務 融 資	あ い し ん ク イ ッ ク ロ ー ン
	使途自由な資金、(株)クレディセゾン [®] の保証付で300万円以内（個人事業者含む）。
	カ ー ド ロ ー ン
	カードでATM機から自由に。(一社)しんきん保証基金の保証付で、50万円以内。
	カ ー ド ロ ー ン あ い し ん き ゃ っ す る
学 資 ロ ー ン	カードでATM機から自由に。信金ギャランティ(株)の保証付で、500万円以内。
	入学金等の教育資金、(株)中部しんきんカードの保証付で、500万円以内。
	独立行政法人住宅金融支援機構
	管理、回収業務。
日 本 政 策 金 融 公 庫	事業者の運転資金・設備資金。個人の入学金等の教育資金。
	信 金 中 央 金 庫
	事業者の運転資金・設備資金。個人の住宅購入、新築、増改築資金。
	独立行政法人福祉医療機構
	年金を担保とした使途自由な資金で、限度250万円以内。

預 金

預 金 の 種 類	預 入 金 額	預 入 期 間	内 容
当 座 預 金	1円以上	出し入れ自由	手形、小切手の利用ができ、商取引等の資金管理口座として事業所には欠かせない口座。(決済用預金に該当し、全額保護されます。)
普 通 預 金	1円以上	出し入れ自由	給与、年金の自動受取、各種公共料金、クレジット代金の自動引落しなど家計簿代わりの便利な口座。
無利息型普通預金	1円以上	出し入れ自由	利息のつかない普通預金。(決済用預金に該当し、全額保護されます。)
総 合 口 座	1円以上	出し入れ自由	普通預金と定期預金がセットされ、定期預金の90%、最高200万円まで自動的に融資が受けられます。
貯 蓄 預 金	1円以上	出し入れ自由	普通預金の気軽さで、定期預金なみの利息をお楽しみいただけ、しかも毎月の複利で更に有利。
通 知 預 金	1万円以上	7日間以上	まとまったお金の短期的な運用に最適。
納 税 準 備 預 金	1円以上	租税納付に限り払戻し可能	納税資金を計画的に準備する口座。利息は非課税。
大 口 定 期 預 金	1千万円以上	1ヶ月以上5年以内	1千万円以上のまとまった資金の運用に適した高利回りの定期預金。
ス ー パ ー 定 期	1千円以上	1ヶ月以上5年以内	個人の方の3年以上は半年複利でより有利。
期日指定定期預金	1千円以上3百万円未満	1年以上3年以内	ご利用は個人のみ。1年複利で有利。
変動金利定期預金	1千円以上	1年以上3年以内	適用金利が6ヶ月ごとに変動します。
ス ー パ ー 積 金	1千円以上	1年以上5年以内	一定金額を一定期間、毎月積立てる商品でお客様の貯蓄計画をお手伝いします。

【注】

平成17年4月以降、預金保険制度により保護される範囲は当座預金や利息のつかない普通預金等は「決済用預金」*として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。「決済用預金」以外の保護対象預金のうち、元本1千万円を超える部分および利息は、破綻した金融機関の財産の状況等を考慮して決定される率(概算払い率)を乗じた金額の支払いが受けられます。

*「決済用預金」とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの要件を満たすものです。

サービスのご案内

インターネットバンキング	●あいしん個人インターネットバンキングサービスは、インターネットを経由し、パソコンから残高照会、入出金明細照会、振込等がご利用いただけるサービスです。 ●あいしん法人インターネットバンキングサービスは、インターネットを経由し、パソコンから残高照会、入出金明細照会、振込(総合振込、給与・賞与振込、都度振込)、口座振替等がご利用いただけるサービスです。
キャッシュサービス	カード1枚で預金の出し入れに大変便利。当金庫本支店の他、全国の提携金融機関や郵便局、コンビニのATMでも当金庫のカードがご利用いただけます。
電子記録債権サービス	ITを活用した新たな法定債権で、分割も可能な電子債権です。中小事業者の資金調達を円滑化できるサービスです。
デビットカードサービス	デビットカード加盟店で、買物代金などの支払いを、当金庫のキャッシュカードでご利用いただけます。
自動支払サービス	公共料金、税金、家賃、クレジット利用代金、ローンの返済などを預金口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	年金受取、給与振込、配当金や保険給付金などの受取りを自動入金いたします。
給与振込サービス	従業員に支払う毎月の給与やボーナスを、指定預金口座へお振込いたします。
ATM振込サービス	ATMにより全国の金融機関へのお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。
テレホンサービス	お客様の電話やファクシミリへ振込・取立・残高照会等をお知らせいたします。
署名判印刷サービス	当座預金口座利用者の方に、署名判を事前に手形・小切手に印刷してお渡しいたすことができます。
貸金庫	預金証書、権利書、有価証券等の重要書類や貴重品等の保管にご利用いただけます。※出張所はご利用できません。
夜間金庫	営業時間外や休日の現金のお預りにご利用いただけます。 ※夜間金庫設備のない店舗もございます。
年金相談	年金お受取りのための相談や手続きを、無料で親切・丁寧にお応えいたします。※10店舗で開催しています。
為替業務	全国の金融機関との資金の受取り、送金のほか手形小切手類の取立てなどにご利用いただけます。
クレジットカードキャッシュサービス	しんきんVISAカードの他、アメリカンエクスプレス、三菱UFJニコスカードなど各種カードによるキャッシュサービスがご利用いただけます。
一括支払いシステム	大手企業からの支払いシステム利用(信金中央金庫経由)で当座貸越がご利用いただけます。
国債等の窓口販売	長期国債、個人国債の窓口販売のお取扱い。
保険の窓口販売	生保、損保の窓口販売のお取扱い。
サッカーくじ払戻し	サッカーくじtotoの払戻し業務のお取扱い。 ※取り扱っていない店舗もございます。
損害保険の窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険のお取扱い。
外貨宅配サービス	外国通貨を指定する場所(自宅また勤務先)に代金引替で宅配するサービスです。

【留意事項】

- ①各商品により利率、保証料、融資限度額等も異なりますので、詳しくは本支店の窓口担当者や得意先担当者にご確認下さい。
- ②金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利変動するものがあり、また繰り上げ償還時等には手数料をいただく商品もあります。
- ③ご利用に際しては、これらの商品に関するご質問等がございましたら、充分にご確認のうえご利用下さい。

商品のご案内



あいしん住宅ローン(全国保証型)



あいしんクイックローン



夏のキャンペーン定期



カードローンあいしんきやっする



あいしん一般個人ローン



あいしん住宅ローン



あいしんカードローン



あいしんカーライフプラン

商品・サービスのご案内

手数料一覧

手数料はすべて消費税等を含めた金額で表示してあります。また、お客さまに事前通知することなく変更となる場合がございます。
平成26年4月1日現在

● 振込・代金取立

項 目				手数料		
振込	窓口利用	当金庫本支店宛 ※1 (同一店舗を含む)		3万円未満	108円	
				3万円以上	216円	
				当庫会員	108円	
		他行宛(電信扱)		3万円未満	540円	
				3万円以上	864円	
				当庫会員	540円	
	ATM利用	現金	当金庫本支店宛 ※1 (同一店舗を含む)		3万円未満	108円
					3万円以上	216円
		他行宛(電信扱)		3万円未満	432円	
				3万円以上	648円	
		カード	当金庫本支店宛 (同一店舗を含む)		3万円未満	無料
					3万円以上	無料
			他行宛(電信扱)		3万円未満	432円
					3万円以上	540円
	IB利用	当金庫本支店宛 (同一店舗を含む)		3万円未満	無料	
				3万円以上	無料	
他行宛		3万円未満	324円			
		3万円以上	540円			
給与振込	振込依頼書 電子データ		当金庫本支店宛	無料		
			他行宛	216円		
	インターネット		当金庫本支店宛	無料		
			他行宛	162円		
代金取立	当金庫本支店宛			無料		
	名古屋手形交換所扱 ※即日入金扱いの小切手・手形は無料です。			216円		
	名古屋手形交換所以外		普通	864円		
			至急	1,080円		
その他	送金・振込の組戻料			648円		
	取立手形組戻料			1,080円		
	不渡手形返却料			1,080円		
	取立手形店頭呈示料 ※2			1,080円		
	地方税取次ぎ手数料 ※3 (納付書1件あたり)		当庫会員	216円		
3万円未満			216円			
3万円以上			432円			

- ※1 当金庫同一店舗宛および本支店宛の振込につきましては本人宛のものを含みます。
- ※2 遠隔地で取扱費用が1,080円を超える場合はその実費となります。
- ※3 当金庫が指定金融機関となっている地方税は無料です。

● 目や手が不自由な方に対する窓口振込手数料

項 目			手数料
窓口利用 (目や手が不自由な方)	当金庫本支店宛 (同一店舗を含む)	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他行宛(電信扱)	3万円未満	432円
		3万円以上	648円

● 貸金庫・夜間金庫

項 目			手数料
簡易貸金庫利用料	年 額		6,480円
本店貸金庫利用料	年 額	Aタイプ	6,480円
		Bタイプ	8,640円
		Cタイプ	10,800円
		Dタイプ	12,960円
自動貸金庫利用料	年 額	65mmタイプ(小)	10,368円
		102mmタイプ(中)	15,552円
		140mmタイプ(大)	22,032円
夜間金庫利用料	月 額		6,480円

● ATM利用手数料

取扱カード・取扱内容		ご利用時間		手数料
当金庫 キャッシュカード	入金 出金	平 日	8:00~21:00	無料
		土曜日	9:00~21:00	無料
		日祝日	9:00~21:00	無料
他信金 キャッシュカード	入金 出金	平 日	8:00~ 8:45	108円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	108円
		土曜日	9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	108円
			日祝日	9:00~21:00 108円
他金融機関 キャッシュカード	入金 出金	平 日	8:00~ 8:45	216円
			8:45~18:00	108円
			18:00~21:00	216円
		土曜日	9:00~14:00	108円
			14:00~17:00	216円
			日祝日	9:00~17:00 216円
ゆうちょ銀行 キャッシュカード	入金 出金	平 日	8:45~18:00	108円
			18:00~19:00	216円
			8:00~ 8:45	216円
		土曜日	8:45~18:00	108円
			18:00~21:00	216円
			9:00~14:00	108円
提携先 クレジットカード	返済 キャッシング サービス	平 日	8:00~18:00	無料
			18:00~21:00	108円
			9:00~14:00	無料
		土曜日	9:00~14:00	108円
			14:00~21:00	108円
			日祝日	9:00~21:00 108円

※ご利用店舗により、ご利用日・ご利用時間・ご利用できる取引内容が異なる場合がありますので、ご利用の際はご確認ください。
※金融機関によってはお取扱できない場合があります。

● 小切手・手形

項 目		手数料
小切手帳	1冊50枚綴り	864円
手形帳	1冊25枚綴り	540円
署名鑑登録手数料	新規・変更	3,240円
自己宛小切手	1枚につき	540円
マル専手形用紙	1枚につき	540円
マル専口座開設料		3,240円

● その他手数料

項 目		手数料
各種証明書の発行	1通につき	216円
通帳・証書の再発行	1通につき	1,080円
ICキャッシュカードの再発行	1枚につき	1,080円
キャッシュカードの再発行	1枚につき	1,080円
ローンカードの再発行	1枚につき	1,080円
貸金庫カードの再発行	1枚につき	1,080円
あいしんアンサーサービス利用手数料(月額) ※自動引落通知および入金明細通知をご利用される場合		1,080円
あいしん法人インターネットバンキング サービス利用手数料(月額)		2,160円
しんきん電子マネーチャージサービス手数料 (マネーチャージ1回あたり)		54円
株式払込手数料	払込額×(2.5/1,000)×1.08	

● 融資関係

不動産担保設定に係る費用	担保設定額	手数料
不動産担保設定 (新規設定1件につき)	500万円未満	無料
	3,000万円以下	32,400円
	5,000万円以下	43,200円
	5,000万円超	54,000円
変更登記手数料(1件につき) (新規設定分以外の追加担保設定、限度額変更等)		21,600円

※「あいしん住宅ローン」の不動産担保設定に係る費用は除きます。

※変更登記を必要とする場合、既担保設定または追加担保設定額が、500万円未満の場合は無料となります。

住宅ローン事務取扱	手数料
あいしん住宅ローン【V型・P型・SP型】(1件につき)	32,400円
あいしん住宅ローン【全国保証株】(1件につき)	54,000円

証書貸付の条件変更に伴う諸費用	借入後経過期間	手数料
住 宅 ロ ー ン	3年以内	32,400円
	5年以内	21,600円
	7年以内	10,800円
	7年超	無料
	一部繰上償還 ※1	5,400円
そ の 他 ロ ー ン	その他変更手数料 ※2	5,400円
	固定金利選択手数料 ※3	5,400円
	3年以内	3,240円
	5年以内	2,160円
	7年以内	1,080円
住 宅 ロ ー ン	7年超	無料
	一部繰上償還 ※1	5,400円
	その他変更手数料 ※2	5,400円
	固定金利選択手数料 ※3	5,400円
	一部繰上償還 ※1	5,400円

※1 一部繰上償還額が100万円未満の場合、年2回までは手数料が無料となります。ただし、3回目以降は手数料が必要となります。

※2 融資残高が100万円未満の場合、手数料は無料となります。

※3 新規実行時は除きます。

● 両替手数料

項 目	枚 数	手数料
両替手数料	1枚～ 100枚	無料
	101枚～ 500枚	216円
	501枚～1,000枚	432円
	1,001枚～	648円

※両替枚数は、紙幣と硬貨を合計したお持込枚数またはお持帰枚数のうち、いずれか多い枚数となります。

● 電子記録債権サービス

項 目	月額基本手数料
あいしん法人インターネットバンキングをご利用されている場合	無料
あいしん法人インターネットバンキングをご利用されていない場合	1,080円

お取引種類		手数料(1件あたり)	
		当金庫宛	他行宛
発生記録	債務者請求 PC取引	216円	432円
	債権者請求 PC取引		
譲渡記録 PC取引		216円	432円
分割(譲渡)記録 PC取引		216円	432円
開示請求	通常開示	無料	
	特例開示	3,240円	
変更記録請求	PC取引	324円	
	書面	2,160円	
支払等記録 PC取引		324円	
訂正・回復	PC取引	324円	
	書面	2,160円	
支払不能通知の訂正	PC取引	無料	
	書面	2,160円	
支払不能通知の取消	書面	2,160円	
	強制執行等の記録	無料	
支払不能情報照会手数料		3,240円	
残高証明書発行手数料	定例発行方式	2,160円	
	都度発行方式	4,320円	
代行手数料		1,080円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料		1,080円	

※当金庫の代行人力におけるご利用手数料は、書面請求以外の各種記録取引については、代行手数料(1,080円)となります。

※ご利用手数料は、お申込日の翌月(または翌々月)の20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に予めご指定いただいた口座から引落しさせていただきます。残高不足等の理由により引落しできなかった場合は、当金庫所定の日に引落しさせていただきます。

● 営業地区のご案内

平成26年3月31日現在

●名古屋市 ●春日井市 ●小牧市 ●東海市 ●尾張旭市 ●刈谷市 ●大府市 ●豊明市

●稲沢市(旧平和町・旧祖父江町を除く) ●豊田市(旧藤岡町・旧小原村・旧足助町・旧下山村・旧旭町・旧稲武町を除く)

●知立市 ●津島市 ●岩倉市 ●日進市 ●愛西市(旧立田村・旧八開村・旧佐織町を除く) ●北名古屋市

●清須市 ●弥富市 ●あま市 ●みよし市 ●長久手市 ●西春日井郡 ●愛知郡 ●海部郡

1年のあゆみ

平成25年

4月

- 入庫式
新入職員11名採用



入庫式

5月

- 第2回あいしん経営者の会
「戦国武将に学ぶリーダーの条件」
講師：加来 耕三 氏(作家・歴史家)



第2回あいしん経営者の会

6月

- 金利上乘せ商品
「夏のキャンペーン定期」を発売しました。



夏のキャンペーン定期

- 中村支店新築工事 地鎮祭



地鎮祭

- 第63期通常総代会
会場：ウェスティンナゴヤキャッスル

- 起業支援セミナー
会場：名古屋市中企業振興会館
第1部「新設法人に当てはまりやすい助成金について」
講師：岩田 弘美 氏 (岩田社会保険労務士事務所)
第2部「事業計画書および資金繰り表の書き方について」
講師：松川 幸弘 氏 (松川会計事務所 所長)



起業支援セミナー

7月

- 起業支援セミナー
会場：名古屋商工会議所
「創業の基礎知識から信頼される創業計画づくりまで」
講師：天野 卓男 氏 (税理士法人 みどり経営)



起業支援セミナー

8月

- 起業支援セミナー
会場：名古屋商工会議所
第1部「新設法人に当てはまりやすい助成金について」
講師：山口 剛志 氏 (社会保険労務士事務所 絆)
第2部「事業計画書および資金繰り表の書き方について」
講師：横田 和博 氏 (税理士法人 ブレインバンク)



あいしん倶楽部・年金友の会

9月

- 7月にスマートフォン用サイトの新設に続き、
営業店店舗にWi-Fiスポットを設置。
- 第19回あいしん倶楽部・年金友の会
式年遷宮記念 せんぐう館訪問とわたかの温泉
「風待ちの湯 福寿荘」1泊2日の旅



10月

- 臨時総代会
会場：名古屋観光ホテル



介護事業新規参入ノウハウセミナー

- 介護事業新規参入ノウハウセミナー
「異業種参入経験者が実体験から語る介護事業の「成功」「失敗」のポイントとは？」
講師：原田 匡 氏
(介護事業経営研究会 顧問 介護元気化プロジェクト(株)代表取締役)



ビジネスフェア

11月

- 第9回ビジネスフェア2013に参加。
お客様4社が出展しました。

- あいしん文化講演会
「がばいばあちゃん健康講演会」
講師：島田 洋七 氏 (タレント)



あいしん文化講演会



冬のキャンペーン定期

12月

- 金利上乘せ商品
「冬のキャンペーン定期」を発売しました。

平成26年

1月

- 起業支援セミナー
会場：名古屋市中企業振興会館
第1部「創業のための基礎知識」
講師：恒川 貴光 氏 (恒川税理士事務所 税理士)
第2部「親と子の事業承継」
講師：久野 実 氏 (弁護士法人 東海総合 代表社員弁護士)

- 第63期創立記念式典および総決起大会

- 消費税転嫁対策講習会
会場：当金庫5階会議室
「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き」
講師：渡邊 賢淳 氏 (TKC中部会)



創立記念式典・総決起大会

2月

- 起業支援セミナー
会場：イオンモール新瑞橋イオンホール
第1部「起業するときにハズしてはいけないお金の話①②③」
講師：松川 幸弘 氏 (松川会計事務所 所長)
第2部「創業支援事例ご紹介」
講師：矢上 清乃 氏 (グローバルママ・ゲートウェイ 代表取締役)

- 第1回あいしん経営者の会
若手女性演奏者3名による演奏会を特別開催。



第1回あいしん経営者の会

3月

- 中小企業会計啓発・普及セミナー
会場：当金庫5階会議室
「中小企業の会計 会計を経営に活かす基礎編・応用編」
講師：水野 輝彦 氏 (中小企業診断士)



中小企業会計啓発・普及セミナー

●

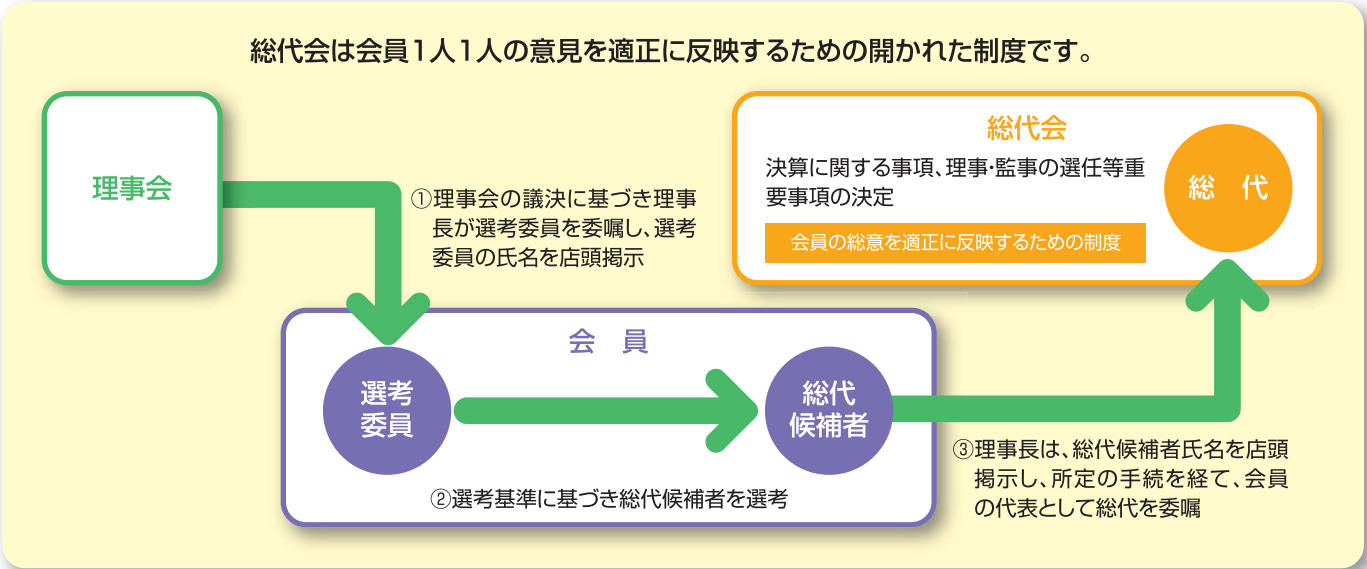
総代について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代とその選任方法

- ①総代の任期・定数
- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成26年3月31日現在の総代数は82人で、会員数は13,255人です。
- ②総代の選任方法
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準＜※1＞に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
- (1)会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - (2)その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - (3)その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。
- ＜※1＞総代候補者選任基準
- ①総代としてふさわしい見識を有している方。
 - ②良識を持って正しい判断ができる方。
 - ③その他、総代選考委員が適格と認めた方。

選 任 区 域	会員数	うち総代数
1 区	2,162	16
2 区	2,801	17
3 区	2,233	14
4 区	3,423	21
5 区	2,379	14
そ の 他	257	0
合 計	13,255	82

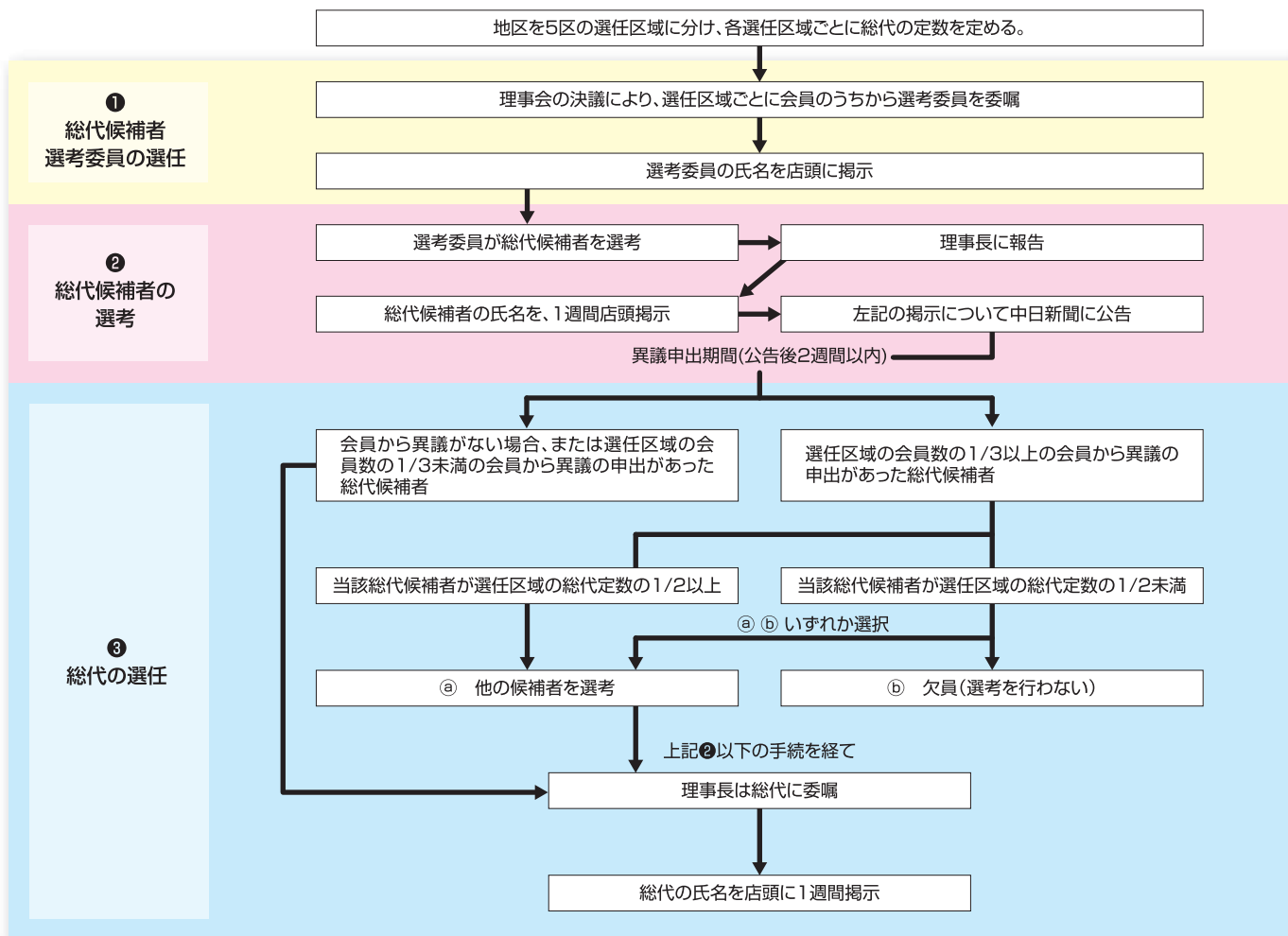
第64期通常総代会の決議事項

第64期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれの原案のとおり了承されました。

- 【報告事項】
- 第64期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 【決議事項】
- 第1号議案：剰余金処分案承認の件
- 第2号議案：理事・監事の選任の件
- 第3号議案：退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代が選任されるまでの手続について



総代のみなさま 82名 敬称略 五十音順 平成26年3月末日現在

第1区 中区・東区・北区・熱田区

- 小川 明 ● (株)川本第一製作所 ● 木村 秀政 ● 木村 幸正 ● 後藤 保正 ● 下岡 寛 ● 高山 純一
- (株)宝建材製作所 ● 田中 豊一郎 ● 田邊 雅彦 ● (株)テイクロ ● 天狗罐詰(株) ● 服部 宏 ● 林 武彦
- ヒサゴオフィスサービス(株) ● 森 武

第2区 千種区・昭和区・名東区・天白区・守山区・春日井市・小牧市・尾張旭市

- 青山 正幸 ● 飯島 浩司 ● 池田 達彦 ● 鹿嶋 隆男 ● 加藤 弘子 ● 加藤 正幸 ● 高橋 克
- 田中 清夫 ● (株)中村 ● (資)中村木型製作所 ● 成田 豊 ● (資)名和木型製作所 ● 久田 錦三 ● 古田 明
- 水野 勤 ● 安井 千雄 ● (株)リブライト

第3区 中村区・西区・稲沢市・岩倉市・西春日井郡・清須市・北名古屋

- 大島 廣一郎 ● 奥村 勝 ● 魁盛堂(株) ● キド車輛工業(株) ● (株)小鹿建設 ● 笹原 英雄 ● 佐治 孝郎
- (株)シマウマ ● 高桑 秀幸 ● 田中 正博 ● 種田 健司 ● 松浦 英一郎 ● 吉田 治伸 ● その他1名

第4区 瑞穂区・南区・緑区・大府市・豊明市・東海市・日進市・刈谷市・知立市・豊田市・みよし市・長久手市・愛知郡

- 北川 ふさ子 ● 久野金属工業(株) ● 近藤 吉雄 ● 桜軽金属工業(株) ● 佐藤 純雄 ● 真田 信松 ● (株)三愛工業所
- 鈴木 孝美 ● 中央化工機(株) ● 中村 保 ● 中村 友紀 ● 名古屋メタリコン工業(株) ● 藤巻 武利 ● (株)豊正産業
- (株)丸福 ● 山口 隆 ● (有)山田工作所 ● 米田 互 ● その他3名

第5区 中川区・港区・津島市・蟹江町・大治町・あま市・愛西市・弥富市・飛島村

- 伊藤 孝文 ● (株)永代 ● 加藤 泰稔 ● 木村 秀夫 ● 谷口 仁志 ● 中部鋼材(株) ● 寺西 功
- 中島 隆夫 ● 成田 彦市 ● 土方 一久 ● 藤代 孝夫 ● (株)武藤製作所 ● 矢野 恵 ● 山内 悦哉

金庫の概要

役員一覧

平成26年6月末日現在

理 事 長	代 表 理 事	鍵 谷 憲 一
常 務 理 事	代 表 理 事	加 藤 和 夫
常 務 理 事	代 表 理 事	矢 島 洋 男
常 務 理 事	代 表 理 事	浦 田 卓
理 事 常 勤		金 森 守
理 事 常 勤		林 亮
理 事 常 勤		浅 田 明 夫
常 勤 監 事	常 勤	二 村 清 隆
監 事 非 常 勤		高 松 良 道
員 外 監 事 非 常 勤		鈴 木 次 郎

主要な事業の内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

2 貸出業務

①貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

②手形の割引 商業手形の割引を取扱っております。

3 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式その他の証券に投資しております。

4 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

5 附帯業務

(1)代理業務

①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③住宅金融支援機構等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤信金中央金庫等の代理貸付業務

(2)保護預り及び貸金庫業務

(3)債務の保証

(4)公共債の引受

(5)国債等公共債の窓口販売

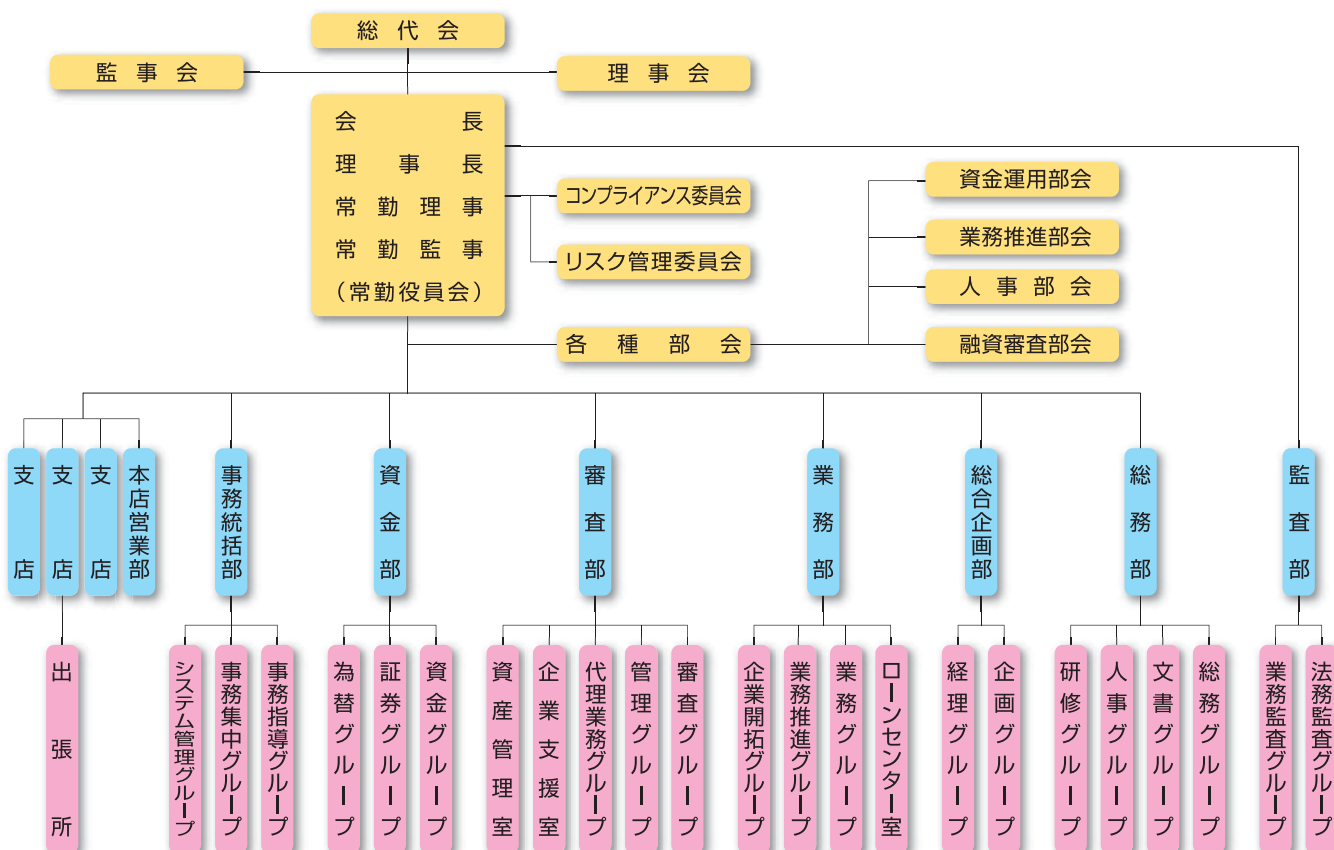
(6)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

(7)スポーツ振興くじ払戻業務

(8)電子債権記録業に係る業務

組織図

平成26年6月末日現在





資 料 編

貸借対照表

損益計算書

剰余金処分計算書

経営指標

預金について

貸出について

有価証券について

バーゼルⅡ・Ⅲについて

※各表の計数のない項目は－(バー)で表示しております。

財務諸表

貸借対照表(資産)

単位:百万円

科 目	平成24年度 (平成25年3月末)	平成25年度 (平成26年3月末)
【資産の部】		
現 金	4,061	3,300
預 け 金	43,321	38,111
金 銭 の 信 託	700	—
有 価 証 券	119,483	124,441
国 債	16,816	17,975
地 方 債	24,882	29,746
社 債	54,647	59,730
株 式	56	18
そ の 他 の 証 券	23,080	16,971
貸 出 金	72,763	78,127
割 引 手 形	3,292	3,289
手 形 貸 付	9,011	9,008
証 書 貸 付	58,641	63,760
当 座 貸 越	1,818	2,068
そ の 他 資 産	1,792	1,712
未 決 済 為 替 貸	71	78
信 金 中 金 出 資 金	752	752
前 払 費 用	69	2
未 収 収 益	535	497
そ の 他 の 資 産	363	380
有 形 固 定 資 産	2,358	3,206
建 物	830	790
土 地	1,461	1,386
建 設 仮 勘 定	0	914
その他の有形固定資産	65	114
無 形 固 定 資 産	26	19
ソ フ ト ウ ェ ア	16	9
その他の無形固定資産	10	10
前 払 年 金 費 用	—	74
債 務 保 証 見 返	55	122
貸 倒 引 当 金	△1,420	△876
(うち個別貸倒引当金)	(△1,310)	(△825)
資 産 の 部 合 計	243,142	248,240

貸借対照表(負債及び純資産)

単位:百万円

科 目	平成24年度 (平成25年3月末)	平成25年度 (平成26年3月末)
【負債の部】		
預 金 積 金	224,519	228,346
当 座 預 金	9,992	9,010
普 通 預 金	59,223	63,211
貯 蓄 預 金	1,734	1,633
通 知 預 金	384	669
定 期 預 金	137,813	137,709
定 期 積 金	14,921	15,248
そ の 他 の 預 金	449	864
そ の 他 負 債	1,143	1,283
未 決 済 為 替 借	130	117
未 払 費 用	226	296
給 付 補 填 備 金	32	28
未 払 法 人 税 等	56	171
前 受 収 益	50	63
払 戻 未 済 金	3	2
職 員 預 り 金	111	113
そ の 他 の 負 債	530	488
賞 与 引 当 金	50	50
退 職 給 付 引 当 金	408	482
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53	56
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	2
偶 発 損 失 引 当 金	47	45
繰 延 税 金 負 債	722	741
債 務 保 証	55	122
負 債 の 部 合 計	227,001	231,130
【純資産の部】		
出 資 金	419	419
普 通 出 資 金	419	419
利 益 剰 余 金	13,388	14,100
利 益 準 備 金	417	419
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,971	13,681
特 別 積 立 金	11,425	11,425
(うち経営安定化積立金)	(1,500)	(1,500)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,545	2,255
処 分 未 済 持 分	△2	△6
会 員 勘 定 合 計	13,805	14,513
その他有価証券評価差額金	2,334	2,596
評価・換算差額等合計	2,334	2,596
純 資 産 の 部 合 計	16,140	17,110
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	243,142	248,240

損益計算書

単位:千円

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	3,787,516	3,880,740
資 金 運 用 収 益	2,928,236	3,189,964
貸 出 金 利 息	1,253,326	1,262,143
預 け 金 利 息	171,024	165,567
有価証券利息配当金	1,485,059	1,739,660
その他の受入利息	18,826	22,592
役 務 取 引 等 収 益	245,164	249,946
受入為替手数料	162,231	161,121
その他の役務収益	82,933	88,825
そ の 他 業 務 収 益	528,217	416,481
国債等債券売却益	497,448	44,838
国債等債券償還益	—	340,360
その他の業務収益	30,769	31,283
そ の 他 経 常 収 益	85,897	24,347
償却債権取立益	37	37
株式等売却益	40,631	15,071
金銭の信託運用益	6,551	3,105
その他の経常収益	38,676	6,132
経 常 費 用	3,202,482	2,953,905
資 金 調 達 費 用	205,344	175,960
預 金 利 息	187,714	160,254
給付補填備金繰入額	17,036	15,137
その他の支払利息	592	568
役 務 取 引 等 費 用	107,527	149,007
支払為替手数料	57,923	59,410
その他の役務費用	49,603	89,597
そ の 他 業 務 費 用	59,593	16,917
国債等債券売却損	59,050	16,430
その他の業務費用	542	487
経 費	2,493,518	2,554,339
人 件 費	1,585,423	1,658,584
物 件 費	862,926	854,663
税 金	45,169	41,091
そ の 他 経 常 費 用	336,498	57,680
貸倒引当金繰入額	73,615	21,458
株式等売却損	162,665	241
その他の経常費用	100,217	35,979
経 常 利 益	585,033	926,835
特 別 利 益	1	2,269
固定資産処分益	1	2,269
特 別 損 失	1,705	8,315
固定資産処分損	1,705	8,315

単位:千円

科 目	平成24年度	平成25年度
税 引 前 当 期 純 利 益	583,330	920,788
法人税、住民税及び事業税	62,041	177,307
法 人 税 等 調 整 額	84,446	15,271
法 人 税 等 合 計	146,487	192,579
当 期 純 利 益	436,842	728,209
繰 越 金	1,109,023	1,527,755
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,545,865	2,255,965

【注】

①記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

②子会社との取引による収益総額 11,106千円

③子会社との取引による費用総額 32,939千円

④出資1口当たりの当期純利益金額 871円05銭

剰余金処分計算書

単位:円

科 目	平成24年度	平成25年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,545,865,975	2,255,965,617
剰 余 金 処 分 額	18,110,020	1,025,533,368
利 益 準 備 金	1,452,000	566,000
普通出資に対する配当金(年6%)	16,658,020	24,967,368
特 別 積 立 金	—	1,000,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,527,755,955	1,230,432,249

平成24年度～25年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、公認会計士 一柳守央氏及び公認会計士 後藤俊朗氏の監査を受けております。

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月17日

愛知信用金庫 理事長

鍵谷 憲一



財務諸表

貸借対照表の注記

- 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ●建物…10年～47年 ●その他…3年～20年
- 4 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 6 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)の協力の下に審査部資産管理室(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 7 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
●数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
年金資産の額 1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,698,432百万円
差引額 △222,153百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在) 0.2128%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 9 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 10 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 11 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 12 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 13 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額227百万円
- 14 子会社等の株式総額 10百万円
- 15 子会社等に対する金銭債務総額 21百万円
- 16 有形固定資産の減価償却累計額 2,644百万円
- 17 貸出金のうち、破綻先債権額は493百万円、延滞債権額は4,868百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当事業年度間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 18 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 19 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 20 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,362百万円です。
なお、17から20に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 21 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,289百万円です。
- 22 担保に供している資産は次のとおりであります。
●担保に供している資産 有価証券 806百万円
●担保資産に対応する債務 預金 82百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金3,000百万円を差し入れております。
- 23 出資1口当たりの純資産額 20,692円2銭
- 24 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出に関する諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会と常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(a)金利リスクの管理
当金庫は、統合的リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。
(b)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、統合的リスク管理規程及び市場リスク管理基準により管理しており、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。
(c)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用部の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金部に保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は資金部を通じ、理事会及び資金運用部において定期的に報告されております。
(d)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、当事業年度末現在、3,612百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、資産及び負債の総合管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 25 金融商品の時価等に関する事項
平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については【注1】参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(【注2】参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 預け金(*1)	38,111	38,854	742
② 有価証券			
満期保有目的の債券	10,898	9,791	△1,107
その他有価証券	113,524	113,524	—
③ 貸出金(*1)	78,127		
貸倒引当金(*2)	△876		
	77,251	77,503	252
金融資産計	239,784	239,672	△113
① 預金積金(*1)	228,346	228,806	459
金融負債計	228,346	228,806	459

(*)1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

【注1】金融商品の時価等の算定方法

●金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動金利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は39百万円減少、「繰延税金資産」は10百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は28百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、保有有価証券のうち、15年変動利付国債の価格については、理論価格をもって評価しています。

当該理論価格は、ブラックモデルに基づき、フロアー価値を考慮した利子、償還金を国債金利で割り引いて算出し、ボラティリティは30%、信用スプレッドは0%を想定しています。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

●金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

【注2】時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)1	10
非上場株式(*)1	8
組合出資金(*)2	0
合 計	18

(*)1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

【注3】金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	1,180	20,461	9,300	—
有価証券				
満期保有目的の債券	200	799	699	9,199
その他有価証券のうち満期があるもの	3,633	15,696	58,210	31,723
貸出金(*)	20,228	23,352	14,729	16,233
合 計	25,241	60,310	82,940	57,155

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

【注4】その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	103,827	47,770	8	110
合 計	103,827	47,770	8	110

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	999	1,047	47
	そ の 他	1,664	1,714	50
	小 計	2,664	2,762	98
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	8,234	7,029	△1,205
	小 計	8,234	7,029	△1,205
合 計		10,898	9,791	△1,107

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	97,110	93,453	3,657
	国 債	14,854	14,225	628
	地 方 債	26,360	25,401	959
	短期社債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社 債	55,895	53,825	2,069
	そ の 他	4,878	4,780	98
	小 計	101,989	98,233	3,755
	株 式	—	—	—
	債 券	9,341	9,410	△68
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	3,121	3,141	△20
	地 方 債	3,385	3,399	△13
	短期社債	—	—	—
	社 債	2,834	2,870	△35
	そ の 他	2,193	2,293	△100
	小 計	11,534	11,703	△168
合 計		113,524	109,937	3,586

27 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	31	15	—
債 券	5,694	44	16
国 債	1,796	10	—
地 方 債	3,198	33	—
短期社債	—	—	—
社 債	699	1	16
そ の 他	0	—	0
合 計	5,725	59	16

28 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について、個別の信用リスクの状況を勘案して減損処理しております。

29 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,162百万円であります。

このうち契約残存期間が1年以内のものが1,896百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)	
繰延税金資産	
有価証券評価損	193
貸倒引当金	111
退職給付引当金	133
減価償却費	24
その他	100
繰延税金資産小計	562
評価性引当額	△293
繰延税金資産合計	269
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	989
前払年金費用	20
繰延税金負債合計	1,010
繰延税金資産の純額	741

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.7%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5百万円減少し、その他有価証券評価差額金は75百万円増加し、法人税等調整額は5百万円増加しております。

31 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は65百万円であります。

経営指標

業務粗利益

	単位:千円	
	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	2,723,522	3,014,235
資金運用収益	2,928,236	3,189,964
資金調達費用	204,714	175,730
役務取引等収支	137,637	100,938
役務取引等収益	245,164	249,946
役務取引等費用	107,527	149,007
その他の業務収支	468,624	399,564
その他業務収益	528,217	416,481
その他業務費用	59,593	16,917
業 務 粗 利 益	3,329,783	3,514,738
業 務 粗 利 益 率	1.44%	1.50%

- 【注】
- ①資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(平成24年度630千円、平成25年度230千円)を控除して表示しております。
- ②業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
- ③国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金運用収支の内訳

	平 均 残 高		利 息		利 回 り	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	231,114	232,999	2,928,236	3,189,964	1.26%	1.36%
うち貸出金	70,157	73,168	1,253,326	1,262,143	1.78%	1.72%
うち預け金	41,477	38,530	171,024	165,567	0.41%	0.42%
うち有価証券	118,726	120,548	1,485,059	1,739,660	1.25%	1.44%
資金調達勘定	222,584	224,027	204,714	175,730	0.09%	0.07%
うち預金積金	223,165	224,243	204,751	175,392	0.09%	0.07%

- 【注】
- ①資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度1,670百万円、平成25年度1,497百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度700百万円、平成25年度329百万円)及び利息(平成24年度630千円、平成25年度230千円)を、それぞれ控除して表示しております。
- ②国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取利息・支払利息の増減

	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	46,852	228,256	275,108	30,614	231,114	261,728
うち貸出金	14,384	△48,656	△34,272	50,911	△42,094	8,817
うち預け金	△46,033	5,266	△40,767	△9,604	4,147	△5,457
うち有価証券	160,554	189,599	350,153	29,022	225,579	254,601
支 払 利 息	△1,160	△66,109	△67,269	15,132	△44,516	△29,384
うち預金積金	△338	△66,282	△66,620	15,274	△44,633	△29,359

- 【注】
- ①残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法にしております。
- ②国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利 鞘

	単位:%	
	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.26	1.36
資金調達原価率	1.20	1.21
総 資 金 利 鞘	0.06	0.15

利益率

	単位:%	
	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.24	0.38
総資産当期純利益率	0.18	0.30

- 【注】
- 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経 費

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
人 件 費	1,585,423	1,658,584
報 酬 給 料 手 当	1,234,283	1,262,364
退 職 給 付 費 用	185,001	234,407
そ の 他	166,138	161,812
物 件 費	862,926	854,663
事 務 費	340,347	341,691
(うち旅費・交通費)	(3,366)	(3,619)
(うち通信費)	(37,399)	(35,566)
(うち事務委託費)	(212,506)	(200,314)
固 定 資 産 費	195,401	186,683
(うち土地建物賃借料)	(72,725)	(75,323)
(うち保全管理費)	(96,165)	(85,545)
事 業 費	47,089	51,842
(うち広告宣伝費)	(16,813)	(18,995)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(13,680)	(15,193)
人 事 厚 生 費	15,291	27,509
減 価 償 却 費	111,277	91,886
そ の 他	153,519	155,050
税 金	45,169	41,091
合 計	2,493,518	2,554,339

● 預金について

預金積金平均残高

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
流 動 性 預 金	68,574	72,030
うち有利息預金	53,641	57,255
定 期 性 預 金	154,136	151,759
うち固定金利定期預金	139,755	136,865
うち変動金利定期預金	19	19
そ の 他	454	453
合 計	223,165	224,243

定期預金残高

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
定 期 預 金	137,813	137,709
固定金利定期預金	137,792	137,686
変動金利定期預金	18	19
そ の 他	3	3

【注】

①流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

②定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

③国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金者別預金残高

単位:百万円、%

		平成24年度		平成25年度	
		残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
個 人		186,020	82.9	189,343	82.9
法 人		37,739	16.8	37,773	16.6
金 融 機 関		108	0.0	124	0.0
公 金		650	0.3	1,104	0.5
合 計		224,519	100.0	228,346	100.0

● 貸出について

貸出金平均残高

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
手形貸付	9,059	8,362
証書貸付	56,860	60,376
当座貸越	1,382	1,522
割引手形	2,856	2,905
合 計	70,157	73,168

【注】国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
貸出金	72,763	78,127
変動金利	9,526	8,503
固定金利	63,237	69,624

貸出金使途別残高

単位:百万円、%

	平成24年度		平成25年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	29,433	40.5	32,702	41.9
運転資金	43,330	59.5	45,425	58.1
合 計	72,763	100.0	78,127	100.0

貸出金業種別内訳

単位:先、百万円、%

業 種 区 分	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	412	13,307	18.3	390	12,104	15.5
農 業、林 業	1	37	0.0	1	35	0.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	276	3,990	5.5	266	3,939	5.0
電気・ガス・熱供給・水道業	9	126	0.2	7	161	0.2
情 報 通 信 業	5	51	0.0	6	54	0.0
運 輸 業、郵 便 業	29	890	1.2	28	886	1.1
卸 売 業、小 売 業	335	9,312	12.8	325	9,504	12.2
金 融 業、保 険 業	12	1,902	2.6	13	2,947	3.8
不 動 産 業	223	16,797	23.1	227	17,330	22.2
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	21	232	0.3	18	261	0.3
宿 泊 業	5	442	0.6	5	386	0.5
飲 食 業	79	514	0.7	73	462	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	57	1,902	2.6	57	2,171	2.8
教 育、学 習 支 援 業	1	18	0.0	4	86	0.1
医 療、福 祉	29	860	1.2	35	1,126	1.5
そ の 他 の サ ー ビ ス	142	1,498	2.1	146	2,231	2.9
小 計	1,636	51,887	71.3	1,601	53,690	68.7
国・地方公共団体等	2	668	0.9	3	1,232	1.6
個 人	3,552	20,207	27.8	3,904	23,204	29.7
合 計	5,190	72,763	100.0	5,508	78,127	100.0

【注】業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	1,548	1,357
有価証券	3	5
不動産	46,251	50,834
計	47,803	52,197
信用保証協会・信用保険	11,346	11,082
保証	11,387	10,411
信用	2,225	4,436
合計	72,763	78,127

債務保証見返の担保別内訳

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
不動産	7	10
計	7	10
信用保証協会・信用保険	40	38
保証	—	—
信用	7	72
合計	55	122

代理貸付残高の内訳

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
信金中央金庫	—	72
日本政策金融公庫	17	1
住宅金融支援機構	924	779
愛知県年金福祉協会	39	38
福祉医療機構	33	31
合計	1,015	923

住宅ローンおよび消費者ローン

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
住宅ローン	11,979	13,873
消費者ローン	1,532	1,926

貸出金償却

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
貸出金償却	—	—

預貸率

単位:%

	平成24年度	平成25年度
期末預貸率	32.40	34.21
期中平均預貸率	31.43	32.62

【注】

①預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

②国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸倒引当金内訳

単位:百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	130	110	—	130	110
	平成25年度	110	51	—	110	51
個別貸倒引当金	平成24年度	1,316	1,310	100	1,216	1,310
	平成25年度	1,310	825	565	744	825
合計	平成24年度	1,446	1,420	100	1,346	1,420
	平成25年度	1,420	876	565	854	876

有価証券について

有価証券平均残高

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
国債	16,607	17,268
地方債	22,640	26,080
社債	51,513	55,850
株式	530	33
外国証券	26,288	20,630
その他の証券	1,145	684
合計	118,726	120,548

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	8	8
組合出資金	—	0
合計	18	18

預証率

単位:%

	平成24年度	平成25年度
期末預証率	53.21	54.49
期中平均預証率	53.20	53.75

【注】

$$\text{①預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

②国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

満期保有目的の債券

単位:百万円

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,000	1,064	64	999	1,047	47
	その他	1,209	1,316	106	1,664	1,714	50
	小計	2,210	2,381	171	2,664	2,762	98
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	13,751	11,689	△2,062	8,234	7,029	△1,205
	小計	13,751	11,689	△2,062	8,234	7,029	△1,205
合 計		15,961	14,070	△1,891	10,898	9,791	△1,107

【注】①時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 ②上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

③時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

単位:百万円

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	38	31	6	—	—	—
	債券	89,742	86,002	3,740	97,110	93,453	3,657
	国債	13,976	13,330	646	14,854	14,225	628
	地方債	24,882	23,801	1,081	26,360	25,401	959
	社債	50,883	48,870	2,012	55,895	53,825	2,069
	その他	5,231	5,130	101	4,878	4,780	98
	小計	95,012	91,163	3,848	101,989	98,233	3,755
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	5,603	5,754	△150	9,341	9,410	△68
	国債	2,839	2,850	△10	3,121	3,141	△20
	地方債	—	—	—	3,385	3,399	△13
	社債	2,764	2,904	△139	2,834	2,870	△35
	その他	2,886	3,263	△376	2,193	2,293	△100
	小計	8,490	9,018	△527	11,534	11,703	△168
合 計		103,502	100,181	3,321	113,524	109,937	3,586

【注】①貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 ②上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

③時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

単位:百万円

平成24年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	203	142	674	2,334	7,899	5,560	—	16,816
地 方 債	—	—	—	—	14,375	10,507	—	24,882
社 債	1,686	4,100	5,577	3,241	22,106	17,935	—	54,647
株 式	—	—	—	—	—	—	56	56
外 国 証 券	1,594	2,203	1,928	304	1,367	14,988	—	22,386
その他の証券	—	—	—	—	—	—	693	693

単位:百万円

平成25年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	95	191	2,842	—	9,792	5,053	—	17,975
地 方 債	—	—	—	—	19,156	10,589	—	29,746
社 債	2,351	4,310	5,485	8,003	22,287	17,292	—	59,730
株 式	—	—	—	—	—	—	18	18
外 国 証 券	1,402	3,237	607	966	200	9,872	—	16,285
その他の証券	—	—	—	—	—	—	685	685

満期保有目的の金銭の信託

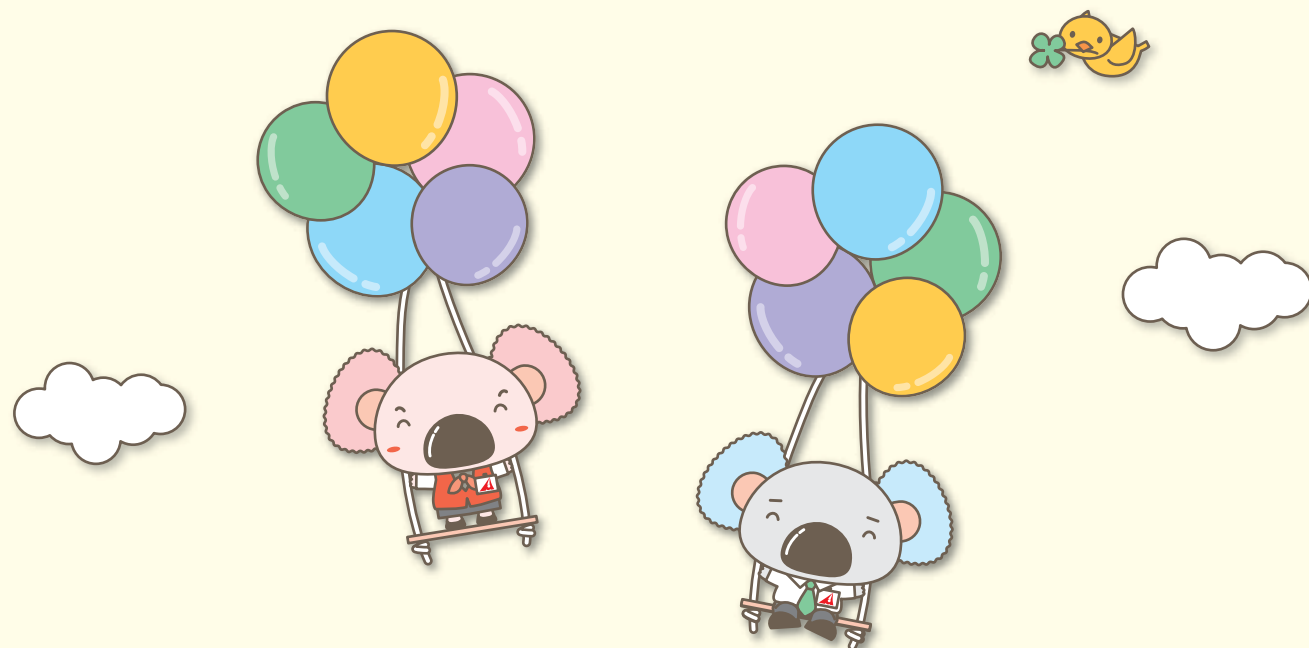
単位:百万円

平成24年度					平成25年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
700	700	—	—	—	—	—	—	—	—

【注】「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

以下の項目は該当がございません。

デリバティブ取引 ／ 商品有価証券平均残高 ／ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
 売買目的有価証券 ／ 運用目的の金銭の信託 ／ その他の金銭の信託



● バゼルⅡ・Ⅲについて

バゼルⅡとは…

近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的とした新しい(19年3月期決算より)自己資本比率規制のことです。

●第一の柱 最低所要自己資本比率

最低所要自己資本比率に定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するものです。具体的には信用リスク(貸倒のリスク)の計測の精緻化、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等による金融機関が被るリスク)の計測が追加されました。

●第二の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

金融機関自ら多岐にわたる様々なリスク(銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど)を適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持する事が求められています。また、その管理方法を金融当局が検証・評価を行うものです。

●第三の柱 市場規律

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める事とされ、自己資本比率とその内訳、各リスクの量等(定量的な開示事項)やその計算方法や考え方等(定性的開示項目)の情報開示が求められています。

定性的開示項目

1 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成24年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のもは、地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に確保しているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する収益計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げをはかっていくことが重要と考えております。

3 信用リスクに関する事項

●信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、健全性を維持するため、審査部門と業推部門を分離し、影響が及ばない態勢を整えています。

また、当金庫が定めた「自己査定要領及び手引き」により厳正な自己査定を行い、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に基づき貸倒引当金を適正に計上しています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除できる手法のことをいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫は取引先によっては、担保や保証による保全措置を講じていますが、これはあくまでも補完的な措置であり、融資判断においては資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保または保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。

バゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、関連する取扱規程等の定めにより、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、関連する取扱規程等の定めにより、適切な取扱に努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する方針

出資等または株式等にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

6 オペレーショナル・リスクについて

●リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上において不適切な処理等、または外部的な事象により損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクとし、オペレーショナル・リスク管理要領を定め、確実にリスクを認識するとともに、適切に対応、報告ができる態勢を整備しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

7 銀行勘定における金利リスクについて

●リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利リスクは金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの(貸出金、預金、有価証券など)について金利変動により損失を被る金利リスク量のことです。

当金庫では銀行勘定における金利リスクを毎月計測し、リスク量の推移等についてリスク管理委員会と協議するとともに、理事会へも毎月報告を行い金利リスクのコントロールに努めています。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク

当金庫においては、銀行勘定の金利リスクを内部管理上の金利リスクとして管理しております。

金利リスクは「ラダー方式」とし、計測方法については保有期間1年・最低5年の観測期間で計測される金利変動の「1パーセンタイル値」と「99パーセンタイル値」による金利ショックにより算出しております。

「コア預金」の計測方法は流動性預金の現残高の50%相当額とし、満期設定は2.5年で算出しております。

解説 信用リスクアセット

金利リスク量の計測における「金利変動幅」で、例えば「5年×240日=1,200個のデータ」であれば、大きなほうから12個目を「99パーセンタイル値」として使用しております。

解説 コア預金

明確な金利改訂期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手順の概要…該当ございません。
証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項…該当ございません。

バーゼルⅢとは…

バーゼルⅡの適用後、バリエーションショックやリーマンショックが発生しサブプライムローンを組み込んだ複雑な再証券化商品のリスクの把握と管理、大規模な金融機関の破綻によるシステムリスクの問題、ソブリンリスク等、金融機関が対応すべきさまざまな問題があらわれ出されました。

上記の金融危機に対応のため、バーゼル規制の内容も複雑化・多層化し、バーゼル2.5は平成23年12月31日から、バーゼルⅢは平成25年3月期(国際統一基準行)から適用が開始されています。

国内基準行向けバーゼルⅢは、国際統一基準行への適用から1年遅れて平成26年3月31日から適用されています。

金融庁の改正告示の概要

(1)最低自己資本比率(4%)の維持

最低自己資本比率については、従来の4%を維持。

(2)自己資本の質の向上

規制上の自己資本を普通株式・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促す。なお、協同組織金融機関については、その資本調達の特性に鑑み、優先出資をコア資本に算入することを認める。

コア資本＝普通株式＋内部留保＋強制転換条項付優先株式
＋優先出資(協同組織金融機関のみ)＋／－調整・控除項目

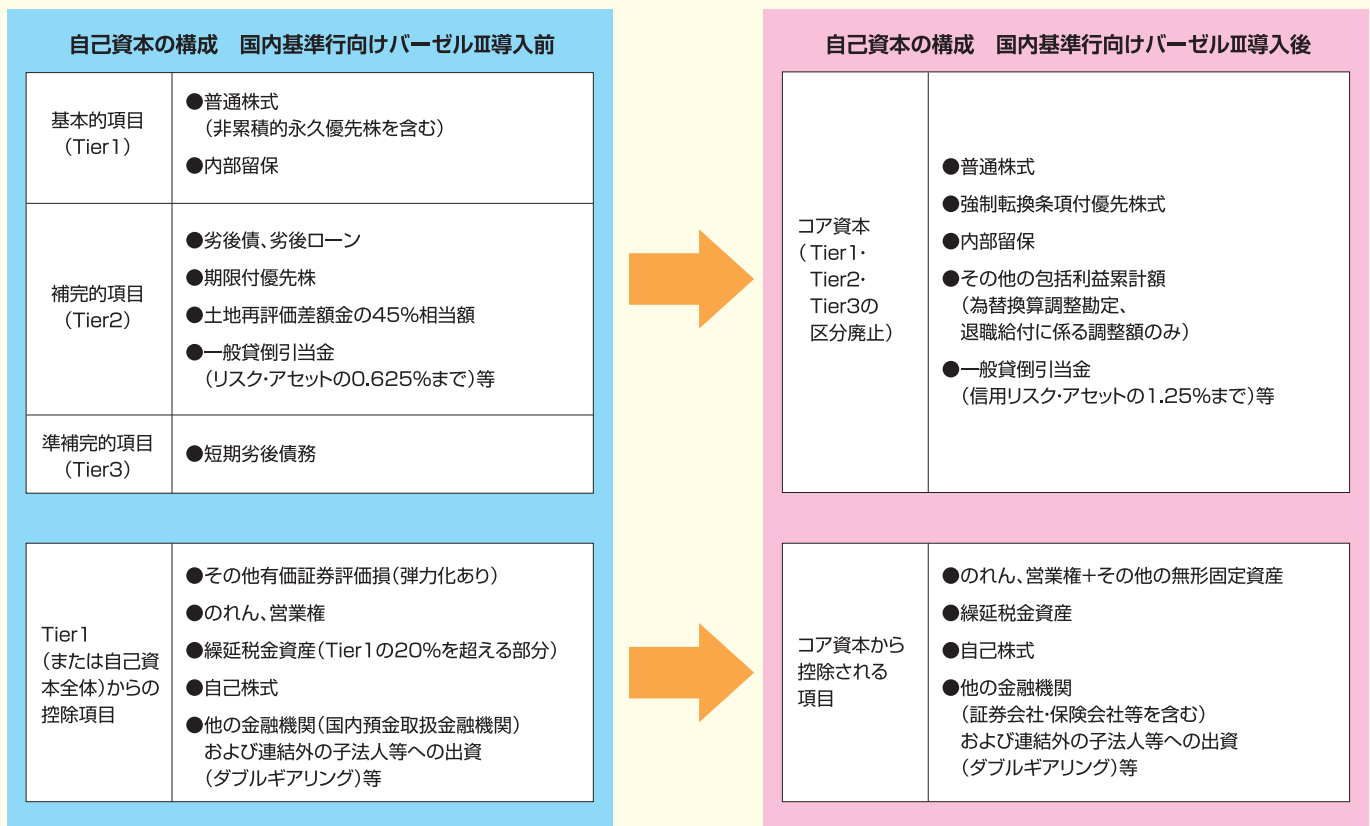
(3)実施時期

2014年3月末から適用開始。ただし、原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

最低自己資本比率(4%)の維持

最低自己資本比率	
現行告示	$\frac{\text{自己資本の額(Tier1+Tier2+Tier3—控除項目)}}{\text{信用リスク・アセット額合計額}} \geq 4\%$ $+ \text{マーケット・リスク相当額合計額} \times 12.5$ $+ \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \times 12.5$
改正告示	$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目—控除項目)}}{\text{信用リスク・アセット額合計額}} \geq 4\%$ $+ \text{マーケット・リスク相当額合計額} \times 12.5$ $+ \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \times 12.5$

自己資本の質の向上 国内基準行向けバーゼルⅢ導入後の自己資本の構成



自己資本の質の向上

- 「マーケット・リスク相当額不算入の特例」に係る要件の厳格化
- CVAリスク相当額(信用リスク・アセット額)の算出に係る簡便的手法の導入
- 中央清算機関向け(CCP)向けエクスポージャーの見直し(信用リスク・アセット額)
- 重要な出資のエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ
- 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る信用リスク・アセット額の引き上げ
- 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ等

● バーゼルⅡ・Ⅲについて

自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項 目	平成24年度
自己資本	
出資金	419
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	419
特別積立金	11,425
繰越金(当期末残高)	1,527
その他	—
処分未済持分	△2
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目 (A)	13,788
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—
一般貸倒引当金	157
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目 (B)	157
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	13,946
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,540
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,540
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△1,540
控除項目計 (D)	—
自己資本額[(C)-(D)] (E)	13,946
リスク・アセット等	
資産(オン・バランス項目)	91,808
オフ・バランス取引等項目	55
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,309
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 (F)	97,173
単体Tier1比率 (A/F)	14.18%
単体自己資本比率 (E/F)	14.35%

単位:百万円

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,488	
うち、出資金及び資本剰余金の額	419	
うち、利益剰余金の額	14,100	
うち、外部流出予定額(△)	24	
うち、上記以外に該当するものの額	△6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	96	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,585	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	19
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	—	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	74
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額[(イ)-(ロ)] (ハ)	14,585	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	94,480	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	768	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	19	
うち、繰延税金資産	673	
うち、前払年金費用	74	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,585	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	100,066	
自己資本比率		
自己資本比率<(ハ)/(ニ)>	14.57%	

【注】自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	91,864	3,674	94,480	3,779
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	91,864	3,674	94,358	3,774
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	96	3	65	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	273	10	239	9
国際開発銀行向け	0	0	3	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,629	65	1,689	67
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関・第一種金融商品取引業者向け	21,324	852	20,184	807
法人等向け	13,915	556	31,402	1,256
中小企業等向け及び個人向け	16,944	677	12,612	504
抵当権付住宅ローン	1,507	60	1,744	69
不動産取得等事業向け	13,793	551	14,563	582
3ヵ月以上延滞等	244	9	121	4
取立未済手形	14	0	15	0
信用保証協会等による保証付	486	19	523	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	803	32	803	32
出資等のエクスポージャー			803	32
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	20,831	833	10,389	415
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー			—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			768	30
上記以外のエクスポージャー			9,621	384
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ オペレーショナル・リスク	5,309	212	5,585	223
ハ 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	97,173	3,886	100,066	4,002

【注】①所要自己資本の額=リスク・アセット×4% ②「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。 ③「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

④当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

⑤単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● バーゼルⅡ・Ⅲについて

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

単位:百万円

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製 造 業		20,068	19,464	13,307	12,264	6,761	7,200	—	—	823	413
農 業 、 林 業		37	40	37	40	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		4,230	4,574	3,990	4,274	202	300	—	—	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業		3,219	3,064	126	165	3,093	2,899	—	—	—	—
情 報 通 信 業		352	654	51	54	297	599	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		5,376	5,414	890	910	4,486	4,504	—	—	—	2
卸 売 業 、 小 売 業		13,320	13,857	9,312	9,758	4,008	4,099	—	—	26	58
金 融 業 、 保 険 業		78,511	68,906	1,902	2,986	31,785	26,799	—	—	—	—
不 動 産 業		19,052	20,503	16,797	17,904	2,255	2,599	—	—	—	2
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		232	297	232	297	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		442	386	442	386	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		514	652	514	652	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		1,902	2,189	1,902	2,189	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		18	86	18	86	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		860	1,257	860	1,257	—	—	—	—	—	1
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,508	2,392	1,498	2,392	—	—	—	—	2	2
国・地方公共団体等		66,097	71,691	668	1,233	65,429	70,458	—	—	—	—
個 人		18,961	21,424	18,961	21,424	—	—	—	—	92	207
そ の 他		8,975	8,648	—	—	1,056	1,323	—	—	—	—
業 種 別 合 計		243,689	245,512	71,517	78,280	119,377	120,786	—	—	944	691
1 年 以 下		54,101	20,265	44,917	15,252	3,484	3,833	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		27,946	27,701	8,275	4,794	6,446	7,646	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		16,532	22,470	6,036	8,166	8,180	8,849	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		9,193	17,911	2,813	8,636	5,880	8,775	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		61,831	66,783	7,083	7,848	45,748	50,135	—	—		
1 0 年 超		48,991	74,030	—	33,108	48,991	40,922	—	—		
期間の定めのないもの		25,090	16,346	2,392	473	644	623	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		243,689	245,512	71,517	78,280	119,377	120,786	—	—		

【注】①オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。 ②「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。 ③上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。 ④CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。 ⑤業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。 ※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…本誌36ページをご参照下さい。

●業種別の個別貸倒引当金及貸出金償却の残高等

単位:百万円

	個別貸倒引当金			貸出金償却
	残 高		増減額	
	平成24年度	平成25年度		
製 造 業	1,008	503	△505	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	－	－	－	－
建 設 業	2	21	19	－
電 気 ・ カ ー ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	7	7	0	－
卸 売 業 、 小 売 業	60	58	△2	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－
不 動 産 業	124	117	△7	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス 業	0	－	0	－
宿 泊 業	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	－
生 活 関 連 サービス 業 ・ 娯 楽 業	0	0	0	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	1	1	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	2	2	0	－
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	－	－	－	－
個 人	104	112	8	－
合 計	1,310	825	△485	－

【注】①当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

②業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,433	68,133	1,154	70,451
10%	—	18,758	—	19,528
20%	18,100	33,418	16,383	35,214
35%	—	4,306	—	5,038
50%	18,068	737	18,099	1,777
75%	—	22,592	—	17,356
100%	16,176	35,457	14,748	45,776
150%	—	130	—	61
その他	—	—	—	—
合 計	238,308		245,588	

【注】①格付は適格格付機関が付与しているものに限り、②エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
③コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスクに削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	—	1,848	1,246	1,779	—	—

【注】当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ございません。

●証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項…該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

単位:百万円

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	731	731	685	685
非上場株式等	0	0	0	0
合 計	731	731	685	685

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
評価損益	6	11

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	40	15
売 却 損	203	0
償 却	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で
認識されていない評価損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

単位:百万円

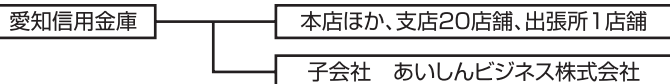
運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸 出 金	165	332	定 期 性 預 金	△245	△42
有 価 証 券 等	3,058	3,121	要 求 払 預 金	△89	△18
預 け 金	172	219	そ の 他	—	—
そ の 他	—	—	調 達 勘 定 合 計	△334	△61
運 用 勘 定 合 計	3,396	3,673			

【注】金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセントイル値により求めて銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

銀行勘定の金利リスク	3,062	3,612
------------	-------	-------

子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

愛知信用金庫の子会社は、「あいしんビジネス株式会社」1社で、当金庫に係る事務処理等の受託を主要な業務としております。



平成26年3月31日現在

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等…1社
会社名:あいしんビジネス株式会社
- ②非連結の子会社及び子法人等…該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等…該当ありません。
- ②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等…該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日…1社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、
全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項…該当ありません。

6. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に
基づいて作成しております。

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
あいしんビジネス株式会社	名古屋市中区 栄5丁目18番10号	愛知信用金庫の 業務受託	平成9年7月1日	10,000千円	100%	0%

事業の概況

当期の連結決算については、預金積金2,283億円、貸出金781億円、総資産額2,482億円となり、経常利益929百万円、当期純利益730百万円となりました。

なお、連結自己資本比率は14.59%と高水準を維持しております。

連結会計年度における主要な経営指標の推移

単位:百万円、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	4,028	4,677	4,004	3,770	3,870
連結経常利益(△は連結経常損失)	374	25	341	588	929
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	366	129	222	439	730
連結純資産額	12,979	12,292	12,426	16,156	17,128
連結総資産額	231,825	233,708	238,193	243,142	248,239
連結自己資本比率	12.96%	13.88%	14.20%	14.36%	14.59%

連結リスク管理債権

●信用金庫法に基づく連結リスク管理債権額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
破綻先債権	1,106	493
延滞債権	4,668	4,868
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	66	—
合計	5,841	5,362

●金融再生法に基づく連結開示債権額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,643	1,033
危険債権	4,135	4,328
要管理債権	66	—
正常債権	67,018	72,918
合計	72,864	78,280

【注】金融再生法における開示債権には、貸出金だけでなく、債務保証見返・未収利息・仮払金が含まれております。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に営業後方事務業務などを営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表

●資産の部

単位:百万円

	平成24年度 平成25年3月末	平成25年度 平成26年3月末
現金及び預け金	47,382	41,412
金銭の信託	700	—
有価証券	119,473	124,431
貸出金	72,763	78,127
その他資産	1,793	1,712
有形固定資産	2,367	3,214
建物	830	798
土地	1,461	1,386
建設仮勘定	0	914
その他の有形固定資産	76	114
無形固定資産	26	19
ソフトウェア	16	9
その他の無形固定資産	10	10
退職給付に係る資産	—	74
債務保証見返	55	122
貸倒引当金	△1,420	△876
資産の部合計	243,142	248,239

●負債及び純資産の部

単位:百万円

	平成24年度 平成25年3月末	平成25年度 平成26年3月末
預金積金	224,500	228,325
その他負債	1,143	1,283
賞与引当金	50	50
退職給付に係る負債	410	484
役員退職慰労引当金	54	56
睡眠預金払戻損失引当金	2	2
偶発損失引当金	47	45
繰延税金負債	721	740
債務保証	55	122
負債の部合計	226,985	231,110
【純資産の部】		
出資金	419	419
利益剰余金	13,405	14,118
処分未済持分	△2	△6
会員勘定合計	13,821	14,531
その他有価証券評価差額金	2,334	2,596
評価・換算差額等合計	2,334	2,596
純資産の部合計	16,156	17,128
負債計及び純資産の部合計	243,142	248,239

【注】出資1口当たりの純資産額：20,408円86銭

連結損益計算書

単位:千円

	平成24年度 H24.4.1～H25.3.31	平成25年度 H25.4.1～H26.3.31
経常収益	3,770,385	3,870,303
資金運用収益	2,928,236	3,189,964
貸出金利息	1,253,326	1,262,143
預け金利息	171,024	165,567
有価証券利息配当金	1,485,059	1,739,660
その他の受入利息	18,826	22,592
役務取引等収益	245,164	244,780
その他業務収益	515,750	410,541
その他経常収益	81,233	25,016
償却債権取立益	37	37
その他の経常収益	81,196	24,978
経常費用	3,182,275	2,941,022
資金調達費用	205,339	175,956
預金利息	187,710	160,250
給付補填備金繰入額	17,036	15,137
その他の支払利息	592	568
役務取引等費用	107,375	149,007
その他業務費用	59,593	16,917
経費	2,473,467	2,541,460
その他経常費用	336,498	57,680
貸倒引当金繰入額	73,615	21,458
その他の経常費用	262,883	36,221
経常利益	588,109	929,281
特別利益	1	2,269
固定資産処分益	1	2,269
特別損失	1,705	8,315
固定資産処分損	1,705	8,315
税金等調整前当期純利益	586,406	923,235
法人税、住民税及び事業税	62,688	177,980
法人税等調整額	84,552	15,197
法人税等合計	147,241	193,178
少数株主損益調整前当期純利益	439,165	730,056
少数株主利益	—	—
当期純利益	439,165	730,056

【注】出資1口当たりの当期純利益金額：871円91銭

連結剰余金計算書

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
【利益剰余金の部】		
利益剰余金期首残高	12,982,404	13,405,020
利益剰余金増加高	439,165	730,056
当期純利益	439,165	730,056
利益剰余金減少高	16,549	16,658
配当金	16,549	16,658
利益剰余金期末残高	13,405,020	14,118,419

自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	平成24年度
自己資本	
出資金	419
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—
優先出資申込証拠金	—
資本剰余金	—
利益剰余金	13,388
処分未済持分	△2
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子法人等の少数株主持分	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目 (A)	13,804
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—
一般貸倒引当金	157
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目 (B)	157
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	13,962
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,540
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,540
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△1,540
控除項目計 (D)	—
自己資本額[(C)-(D)] (E)	13,962
リスク・アセット等	
資産(オン・バランス項目)	91,808
オフ・バランス取引等項目	55
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,358
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 (F)	97,222
連結Tier1比率 (A/F)	14.19%
連結自己資本比率 (E/F)	14.36%

【注】自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

単位:百万円

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,506	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	419	—
うち、利益剰余金の額	14,118	—
うち、外部流出予定額(△)	24	—
うち、上記以外に該当するものの額	△6	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	96	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,603	—
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	19
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	74
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額[(イ)-(ロ)] (ハ)	14,603	—
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	94,481	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	770	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	19	—
うち、繰延税金資産	676	—
うち、退職給付に係る資産	74	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,566	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	100,048	—
連結自己資本比率		
連結自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	14.59%	—

自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	91,864	3,674	94,481	3,779
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	91,864	3,674	94,359	3,774
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	96	3	65	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	273	10	239	9
国際開発銀行向け	0	0	3	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,629	65	1,689	67
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関・第一種金融商品取引業者向け	21,324	852	20,184	807
法人等向け	13,915	556	31,402	1,256
中小企業等向け及び個人向け	16,944	677	12,612	504
抵当権付住宅ローン	1,507	60	1,744	69
不動産取得等事業向け	13,793	551	14,563	582
3ヵ月以上延滞等	244	9	121	4
取立未済手形	14	0	15	0
信用保証協会等による保証付	486	19	523	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	803	32	803	32
出資等のエクスポージャー			803	32
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	20,831	833	10,390	415
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			770	30
上記以外のエクスポージャー			9,620	384
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ オペレーショナル・リスク	5,358	214	5,566	222
ハ 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	97,222	3,888	100,048	4,001

【注】①所要自己資本の額=リスク・アセット×4% ②「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。 ③「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

④当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

⑤連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

● 連結状況

●自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額…該当ございません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ございません。

●証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項…該当ございません。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

単位:百万円

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー 期末残高						3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製 造 業	20,068	19,464	13,307	12,264	6,761	7,200	—	—	823	413
農 業 、 林 業	37	40	37	40	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,230	4,574	3,990	4,274	202	300	—	—	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業	3,219	3,064	126	165	3,093	2,899	—	—	—	—
情 報 通 信 業	352	654	51	54	297	599	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	5,376	5,414	890	910	4,486	4,504	—	—	—	2
卸 売 業 、 小 売 業	13,320	13,857	9,312	9,758	4,008	4,099	—	—	26	58
金 融 業 、 保 険 業	78,511	68,906	1,902	2,986	31,785	26,799	—	—	—	—
不 動 産 業	19,052	20,503	16,797	17,904	2,255	2,599	—	—	—	2
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	232	297	232	297	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	442	386	442	386	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	514	652	514	652	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,902	2,189	1,902	2,189	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	18	86	18	86	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	860	1,257	860	1,257	—	—	—	—	—	1
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,508	2,392	1,498	2,392	—	—	—	—	2	2
国・地方公共団体等	66,097	71,691	668	1,233	65,429	70,458	—	—	—	—
個 人	18,961	21,424	18,961	21,424	—	—	—	—	92	207
そ の 他	8,970	8,656	—	—	1,056	1,323	—	—	—	—
業 種 別 合 計	243,684	245,520	71,517	78,280	119,377	120,786	—	—	944	691
1 年 以 下	54,101	20,265	44,917	15,252	3,484	3,833	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	27,946	27,701	8,275	4,794	6,446	7,646	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	16,532	22,470	6,036	8,166	8,180	8,849	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	9,193	17,911	2,813	8,636	5,880	8,775	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	61,831	66,783	7,083	7,848	45,748	50,135	—	—	—	—
1 0 年 超	48,991	74,030	—	33,108	48,991	40,922	—	—	—	—
期間の定めのないもの	25,085	16,354	2,392	473	644	623	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	243,684	245,520	71,517	78,280	119,377	120,786	—	—	—	—

【注】

①オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

②「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

③上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

④業種区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…本誌36ページをご参照下さい。

●業種別の個別貸倒引当金及貸出金償却の残高等…本誌43ページをご参照下さい。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,433	68,133	1,154	70,451
10%	—	18,758	—	19,528
20%	18,100	33,418	16,383	35,214
35%	—	4,306	—	5,038
50%	18,068	737	18,099	1,777
75%	—	22,592	—	17,356
100%	16,176	35,452	14,748	45,775
150%	—	130	—	61
その他	—	—	—	—
合 計	238,303		245,587	

【注】①格付は適格格付機関が付与しているものに限り、②エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
③コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスクに削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	—	1,848	1,246	1,779	—	—

【注】当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ございません。

●証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項…該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●連結貸借対照表計上額及び時価等

単位:百万円

	平成24年度		平成25年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	731	731	685	685
非上場株式等	0	0	0	0
合 計	731	731	685	685

●連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
評価損益	6	11

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	40	15
売 却 損	203	0
償 却	—	—

●連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されていない評価損益の額

単位:百万円

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

単位:百万円

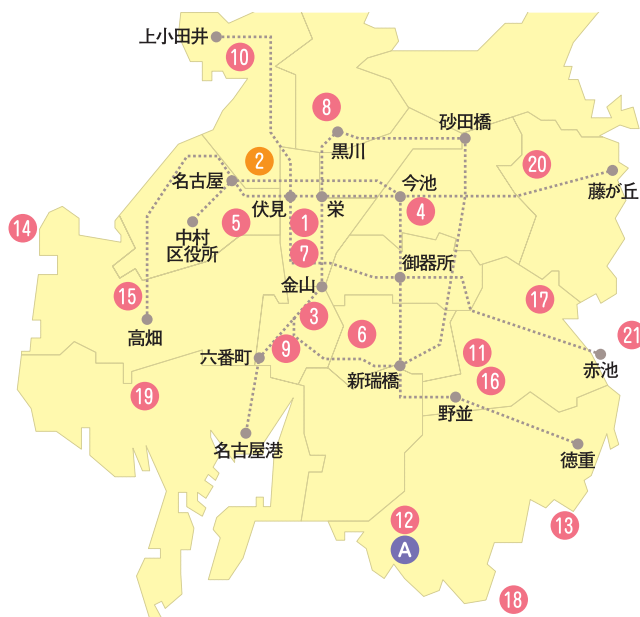
運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸 出 金	165	332	定 期 性 預 金	△245	△42
有 価 証 券 等	3,058	3,121	要 求 払 預 金	△89	△18
預 け 金	172	219	そ の 他	—	—
そ の 他	—	—	調 達 勘 定 合 計	△334	△61
運 用 勘 定 合 計	3,396	3,673			

【注】金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセント・ポイント値により求めて銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

銀行勘定の金利リスク	3,062	3,612
------------	-------	-------

店舗のご案内

平成26年7月1日現在



● **本部** 052-951-9446

1 本店営業部

名古屋市中区錦3-15-25
052-951-9441 ② ★

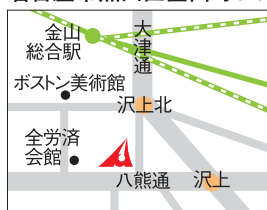


野田 豊

② 菊井支店は平成26年4月14日に中村支店へ統合いたしました。

3 金山支店

名古屋市中区金山1-14-14 052-671-2191 ①



鈴木 勝也

4 大久手支店

名古屋市中区今池南18-24 052-731-6126 ② ★



宗石 英男

5 中村支店

名古屋市中村区椿町19-4 052-451-8356 ② ★ ●



西脇 正人



店舗所在地

※①②等の数字はATM設置台数です。
 黒…平日 稼働
 赤…平日・土曜・日曜・祝日 稼働
 ※★…視覚障がい者対応ATM設置
 ※●…自動貸金庫設置
 ※顔写真は支店長です。(本店は営業部長)

6 堀田支店

名古屋市中区堀田通6-16 052-871-4151 ②



本多 英明

7 西大須支店

名古屋市中区大須2-25-29
052-231-3135 ①



丹羽 智志

8 黒川支店

名古屋市中区黒川本通2-43
052-991-4186 ①



野村 隆継

9 六番町支店

名古屋市中区四番1-16-18 052-681-0211 ② ★



木全 長志

10 山田支店

名古屋市中区上小田井2-344 052-502-4301 ② ★



鈴木 健司

11 天白支店

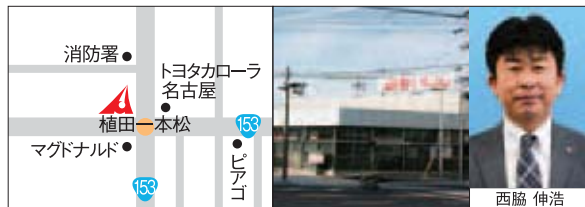
名古屋市天白区中砂町415 052-832-6331 ②



犬飼 明彦

17 植田支店

名古屋市天白区焼山1-1007 052-804-1671 ② ★



西脇 伸浩

12 大高支店

名古屋市緑区大高町鶴田61 052-623-7781 ③ ★



内山 清

18 桶狭間支店

豊明市栄町南館3-110 0562-97-7521 ② ★



前澤 好輝

A 森の里出張所

名古屋市緑区大高町字門田1-1 052-624-0411 ② ★



安藤 勝啓

19 港支店

名古屋市港区入場1-2511 052-383-7722 ①



安藤 勝啓

13 豊明支店

豊明市新田町子持松11-6 0562-92-0611 ②



滝本 裕久

20 猪子石支店

名古屋市名東区八前1-222 052-775-1171 ②



竹下 雄三

14 七宝支店

あま市七宝町鷹居2-58 052-441-1101 ② ★



山田 修

21 日進支店

日進市岩崎台1-740 0561-72-7301 ② ★ ●



斉場 健一

15 中川支店

名古屋市中区野田2-445 052-361-3611 ② ★



恒川 泰孝

B あいしんローンセンター<日曜・9:00~17:00>

日進市岩崎台1-740 0561-72-7301 (日進支店内)



ローンセンター長
三浦 耕二

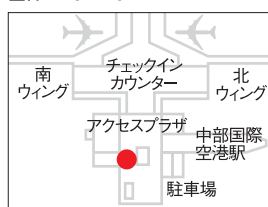
16 島田支店

名古屋市天白区山根町51 052-801-7251 ②



木野 健二

中部国際空港アクセスプラザ ① ★
全日:AM8-PM9



JRセントラルタワーズ ② ★
平日:土:AM7-PM9 日祝:AM8-PM9



沿 革

昭和	26	1月 名古屋市中区に「愛知商工信用組合」を設立 初代理事長に元名古屋市長 佐藤正俊 就任
	27	1月 「信用金庫法」施行に伴い「愛知信用金庫」に改組 2月 名古屋市西区に「菊井支店」を開設 8月 本店を現在の中区錦三丁目へ移転
	28	4月 名古屋市熱田区に「金山支店」を開設 10月 中小企業金融公庫の代理業務取扱い開始
	29	1月 名古屋市千種区に「大久手支店」を開設 11月 名古屋市中村区に「中村支店」を開設
	31	2月 第2代理事長に田坂修 就任
	32	4月 名古屋市税収納事務取扱い開始
	33	11月 名古屋市瑞穂区に「堀田支店」を開設
	34	9月 伊勢湾台風により金山支店と堀田支店の取引先等に被害 12月 住宅金融公庫代理業務取扱い開始
	35	4月 信金中央金庫の代理業務取扱い開始 11月 名古屋市中区に「西大須支店」を開設
	36	5月 第3代理事長に荒木省三 就任
	37	11月 名古屋市北区に「黒川支店」を開設
	39	3月 名古屋市熱田区に「六番町支店」を開設 10月 本店建物の増改築
	42	9月 名古屋市西区に「山田支店」を開設
	44	12月 名古屋市天白区に「天白支店」を開設
	45	9月 コンピューターを導入し「事務センター」を開設
	46	12月 日本銀行と当座預金取引開始し歳入代理店の指定を受ける
	47	6月 名古屋市緑区に「大高支店」を開設 9月 第一次オンライン・システム稼働
	50	3月 豊明市に「豊明支店」を開設 3月 第二次オンライン・システム稼働
	51	10月 海部郡七宝町に「七宝支店」を開設
	56	6月 名古屋市中川区に「中川支店」を開設
	57	12月 名古屋市天白区に「島田支店」を開設
	58	5月 公共債の売買業務取扱い開始 11月 名古屋市天白区に「植田支店」を開設
	59	6月 カードローンの取扱い開始 12月 豊明市に「桶狭間支店」を開設
	60	4月 国民生活金融公庫の代理業務取扱い開始 10月 名古屋市緑区に「森の里出張所」を開設
	61	10月 名古屋市港区に「港支店」を開設
	63	9月 預金量1,000億円突破

平成	元	5月 第4代理事長に横山立身 就任
	2	6月 名古屋市名東区に「猪子石支店」を開設
	4	6月 「貯蓄預金」「スーパー積金」の取扱い開始
	5	10月 「愛信・研修センター」「職員住宅」堀田ビルに開設 10月 「あいしん倶楽部」発足、「年金友の会」スタート
	8	5月 新オンライン・システム稼働
	9	7月 関連会社「あいしんビジネス(株)」設立 11月 日進市に「日進支店」を開設
	10	11月 「第1回あいしん経済講演会」を開催
	12	2月 店外ATMを名古屋駅「JRセントラルタワーズ」内に共同設置 3月 デビットカードの取扱い開始 9月 東海豪雨により山田支店2日間臨時休業
	13	1月 創立50周年を記念して社会福祉の為、3千万円を中日新聞社会事業団へ寄付 7月 損害保険の窓口販売の取扱いを開始 12月 2005年日本国際博覧会(愛知万博)に100万円寄付
	14	3月 山田支店が新築オープン 12月 堀田支店がリニューアルオープン
	15	2月 生命保険(個人年金)の窓口販売の取扱いを開始 6月 大久手支店がリニューアルオープン 8月 「企業開拓グループ」「企業支援室」を設立 9月 新端末機「NAVI」導入
	16	12月 預金量2,000億円突破
	17	9月 55周年記念懸賞付き定期預金を発売
	18	6月 第5代理事長に山田直己 就任
	19	10月 オンラインシステムを東海地区信金共同事務センターへ移行 12月 ATM無人化 7店舗
	20	7月 「信金バックオフィスセンター」が設立され、利用を開始 12月 中川支店がリニューアルオープン 12月 ATM無人化 3店舗
	21	10月 ATM無人化 2店舗 11月 ホームページリニューアル
	22	1月 インターネットバンキングの取扱を開始いたしました。 3月 あいしんキャラクター「あいちゃん・しんくん」が誕生しました。 4月 印鑑照会システム導入 6月 第6代理事長に鍵谷憲一 就任
	23	4月 5金庫共同企画 東日本大震災 寄付定期「絆」を発売
	25	2月 電子記録債権取扱い開始 4月 あいしんローンセンター開設(日進支店内)
	26	4月 中村支店が新築オープン(菊井支店と統合) 4月 事務センターを中村支店ビル内に移転

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は信用金庫法第89条第1項(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

信用金庫法施行規則における各項目は、以下のページに記載しております。

●単体ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- イ 事業の組織 27
- ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 27
- ハ 事務所の名称及び所在地 51

2. 金庫の主要な事業の内容 27

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- イ 直近の事業年度における事業の概況 3
- ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況
 - (1) 経常収益 3
 - (2) 経常利益又は経常損失 3
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 3
 - (4) 出資総額及び出資総口数 3
 - (5) 純資産額 3
 - (6) 総資産額 3
 - (7) 預金積金残高 3
 - (8) 貸出金残高 3
 - (9) 有価証券残高 3
 - (10) 単体自己資本比率 3
 - (11) 出資に対する配当金 3
 - (12) 職員数 3
- ハ 直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標

- ① 業務粗利益及び業務粗利益率 33
- ② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 33
- ③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 33
- ④ 受取利息及び支払利息の増減 33
- ⑤ 総資産経常利益率 33
- ⑥ 総資産当期純利益率 33

●預金に関する指標

- ① 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高 34
- ② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 34

●貸出金等に関する指標

- ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 35
- ② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 35
- ③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 36
- ④ 使途別の貸出金残高 35
- ⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 35
- ⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値 36

●有価証券に関する指標

- ① 有価証券の種類別の残存期間別の残高 38
- ② 有価証券の種類別の平均残高 37
- ③ 預証率の期末値及び期中平均値 37

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- イ リスク管理の体制 14
- ロ 法令遵守の体制 13
- ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 11・15
- ニ 金融ADR制度への対応 17

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 29・30
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 12

- (2) 延滞債権に該当する貸出金 12
- (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 12
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 12
- ハ 自己資本の充実の状況 42
- ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券 37
 - (2) 金銭の信託 38
 - (3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ等取引) 38
- ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 36
- ヘ 貸出金償却の額 36
- ト 会計監査人の監査を受けている旨 30

6. 報酬等に関する事項 18

●連結ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第133条における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

- イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 45
- ロ 金庫の子会社等に関する事項
 - (1) 名称 45
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 45
 - (3) 資本金又は出資金 45
 - (4) 事業の内容 45
 - (5) 設立年月日 45
 - (6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 45
 - (7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 45

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

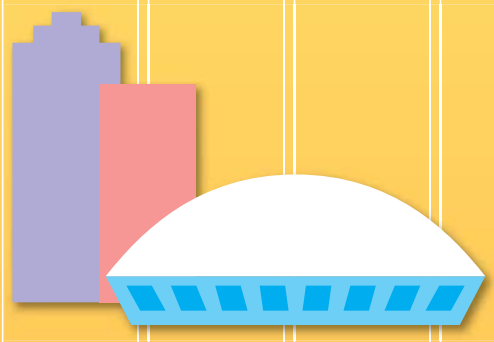
- イ 直近の事業年度における事業の概況 45
- ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (1) 経常収益 45
 - (2) 経常利益又は経常損失 45
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 45
 - (4) 純資産額 45
 - (5) 総資産額 45
 - (6) 連結自己資本比率 45

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 46
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 45
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金 45
 - (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 45
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 45
- ハ 自己資本の充実の状況 48
- ニ 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 45

●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

- 資産の査定公表 12



応援します!あなたの街で
愛知信用金庫
<http://www.aichishinkin.co.jp>

